

証券コード:4548

^{定時株主総会} 第**71**回 招集ご通知

開催日時

平成29年6月20日(火曜日)午前10時 受付開始 午前 9 時15分

開催場所

東京都千代田区大手町一丁目7番2号 大手町サンケイプラザ 4階ホール

(裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

郵送による議決権行使について

株主総会当日にご出席願えない場合は、同封の議 決権行使書用紙のご返送により、議決権を行使い ただきたくお願い申し上げます。

行使期限:平成29年6月19日 (月曜日) 午後5時到着分まで

目 次

第71回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
第1号議案 剰余金の処分の件	3
第2号議案 取締役6名選任の件	4
第3号議案 監査役1名選任の件1	0
第 4 号議案 当社株式の大規模買付行為に対する 対応策(買収防衛策)継続の件・・・・・ 1	1
(添付書類)	
事業報告3	0
連結計算書類	7
計算書類6	
監査報告書6	3

株主の皆さまへ

東京都千代田区丸の内一丁目6番1号

生化学工業株式会社

代表取締役社長 水 谷 建

第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月19日(月曜日)午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1 開催日時	平成29年6	5月20日(火	(曜日) 午前10時			
		受信	付開始 午前 9 時15分			
2 開催場所	東京都千代	田区大手町-	-丁目7番2号			
	大手町サン	ケイプラザ	4階ホール			
	(裏表紙の「	株主総会会場ご	[『] 案内図」をご参照ください。)			
3 株主総会の	報告事項	1. 第71期	(平成28年4月1日から平成29年3月31日			
目的事項		まで) 事	業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び			
		監査役会の連結計算書類監査結果報告の件				
	2. 第71期(平成28年4月1日から平成29年3月31日					
	まで)計算書類報告の件					
	決議事項	第1号議案	剰余金の処分の件			
		第2号議案	取締役6名選任の件			
		第3号議案	監査役1名選任の件			
		第4号議案	当社株式の大規模買付行為に対する対応策			
			(買収防衛策) 継続の件			

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をお持ちいただくとともに、同封の議 決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 当社では、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方1名に 委任する場合に限られます。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに修正後の内容を掲載いたします。
- 当社は、法令及び定款第16条の規定に基づき、添付書類のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の添付書類と当社ウェブサイトに掲載しております以下に掲げる事項で構成されています。
 - ① 連結計算書類の連結注記表
 - ② 計算書類の個別注記表
- 当社ウェブサイトアドレス http://ir.seikagaku.co.jp/ja/stock/meeting.html

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主価値の向上を重要な経営課題の一つとして位置づけており、株主の皆さまへの利益還元につきましては、中長期的な視点に立ち、安定的かつ継続的な配当を目指し、1株当たり年間26円を継続する方針です。

当期の期末配当金につきましては、当期の業績、配当性向及び中長期的な事業成長等を勘案するとともに、平成29年6月2日の当社創立70周年にあたり、株主の皆さまに対する感謝の意を表するために、以下のとおり記念配当1株当たり5円を加え、普通配当1株当たり13円と合わせて18円といたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
 - ・当社普通株式1株当たり ……………… 18円 (普通配当13円、記念配当5円)
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 平成29年6月21日 (水曜日)

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員(5名)は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため、取締役1名を増員し、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりです。

【ご参考】候補者一覧

候補者番 号		氏	名		当社における地位、担当	
1	ミズ 水	g二 谷		ゲン 建	代表取締役社長	再任
2	矢	グラ 倉	かとと	川紀	代表取締役専務取締役 管理部門・北米戦略室管掌	再任
3	大	ごシ	カズ 和	アキ明	常務執行役員 生産本部長	新任
4	オカ	ダ 田	か敏	ユキ 行	常務執行役員 営業本部長	新任
5	カタ 片 社		エイ 英 役候補	ジ 一 者	社外取締役	再 任独立役員
6	ハヤシ 林 社	い 外取締	づ 役候補	み 者	社外取締役	再 任 独立役員

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当、重要な兼職の状況
1	ミズ水 分子 (昭和23年3月10日生) 再任 当期における 取締役会出席状況 13回/13回(100%) 所有する当社の株式数 353,600株	昭和45年4月 三菱化成工業株式会社(現三菱ケミカル株式会社)入社 昭和58年9月 同社電子材料部部長代理 昭和63年8月 当社取締役 試薬・診断薬事業部長 平成5年6月 当社常務取締役 企画・生産担当 平成5年6月 当社常務取締役 医薬・機能化学品事業担当 平成9年7月 当社常務取締役 医薬・機能化学品・新規事業、ACC担当 平成10年6月 当社常務取締役 医薬・機能化学品・新規事業、ACC担当 平成12年6月 当社常務取締役 営業本部長 平成12年6月 当社常務取締役 営業本部長 平成14年6月 当社代表取締役専務取締役 医薬・機能化学品・口腔ケア 事業、プライコフォーラム管掌 中央研究所長 当社代表取締役専務取締役 医薬・機能化学品・LAL戦略管掌 中央研究所長 当社代表取締役専務取締役 医薬・機能化学品・LAL戦略管掌 中央研究所長 当社代表取締役社長 兼生産本部長 平成15年6月 当社代表取締役社長 東生産本部長 平成17年6月 当社代表取締役社長 第生産本部長 平成27年1月 当社代表取締役社長 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 公益財団法人水谷糖質科学振興財団 理事長 *当社は、水谷建氏が理事長を務める公益財団法人水谷糖質科学振興財団に 寄付を行っています。当該財団は糖質科学の発展を通して人類の福祉へ 貢献することを目的としていることから、当該財団への寄付は、糖質科学を中心に医薬品開発に取り組むという当社の事業目的と合致する適切な取引として、当社取締役会において承認されています。また、同氏は当該財団から一切の報酬等を受け取っておらず、同氏の親族に当該財団の役員、使用人はおりません。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当、重要な兼職の状況		
2	ヤ グラ トシ ノリ	昭和 47年 4 月 株式会社三菱銀行(現 株式会社三菱東京UFJ銀行)入社 平成 10年 7 月 株式会社東京三菱銀行(現 株式会社三菱東京UFJ銀行)法人部長 7 成 13年 3 月 当社入社 平成 13年 6 月 当社取締役 経営管理部長 7 成 16年 6 月 当社取締役 総務・経理管掌 経営管理部長 7 成 17年 6 月 当社常務取締役 総務・経理管掌 経営管理部長 7 成 18年 4 月 当社代表取締役専務取締役 管理部門管掌 7 成 20年 6 月 当社代表取締役専務取締役 管理部門等掌 7 成 27年 5 月 当社代表取締役専務取締役 管理部門・北米戦略室管掌 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 公益財団法人水谷糖質科学振興財団 副理事長 *当社は、矢倉俊紀氏が副理事長を務める公益財団法人水谷糖質科学振興財団に寄付を行っています。当該財団は糖質科学の発展を通して人類の福祉へ貢献することを目的としていることから、当該財団への寄付は、糖質科学を中心に医薬品開発に取り組むという当社の事業目的と合致する適切な取引として、当社取締役会において承認されています。また、同氏は当該財団から一切の報酬等を受け取っておらず、同氏の親族に当該財団の役員、使用人はおりません。 (選任の理由) 企業経営に関する豊富な経験に基づいて高度な識見を有しており、重要事項の決定及び業務執行の監督の責務に加え、当社の経営戦略展開に中核的な役割を果たしています。今後も取締役としての職務を適切に遂行して企業価値向上に貢献することができるものと判断し、候補者といたしました。		

昭和55年4月 当社入社 平成14年10月 当社機能化学品事業部 営業部長 平成16年6月 当社執行役員機能化学品営業部長 平成18年4月 当社執行役員機能化学品営業部長 平成18年4月 当社執行役員機能化学品営業担当 平成19年6月 当社取締役営業部門管掌営業企画部長 平成21年6月 当社取締役営業部門管掌医薬営業部長 平成21年6月 当社取締役営業部門管掌医薬営業部長 平成23年6月 当社取締役営業部門管掌営業企画部長 平成23年6月 当社取締役営業本部長 平成26年6月 当社常務取締役営業本部長 平成28年6月 当社常務執行役員営業本部長 平成29年1月 当社常務執行役員営業本部長 平成29年1月 当社常務執行役員生産本部長(現在に至る) (選任の理由) 当社営業部門に長年従事した経験を通じて、製薬業界や営業戦略に関する幅広い識見を有するとともに、生産部門、LAL事業等にも精通しています。 今後、取締役としての職務を適切に遂行して企業価値向上に貢献することが	候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当、重要な兼職の状況
できるものと判断し、候補者といたしました。	3	大西和明 (昭和33年1月30日生) 新任 所有する当社の株式数	平成14年10月 当社機能化学品事業部 営業部長 平成16年6月 当社執行役員 機能化学品営業部長 平成18年4月 当社執行役員 機能化学品営業担当 平成18年6月 当社執行役員 医薬営業・学術情報・海外営業・機能化学品営業担当 平成19年6月 当社取締役 営業部門管掌 営業企画部長 平成21年6月 当社取締役 営業部門管掌 医薬営業部長 平成23年6月 当社取締役 常務執行役員 営業部門管掌 営業企画部長 平成23年6月 当社取締役 常務執行役員 営業部門管掌 営業企画部長 平成28年6月 当社常務取締役 営業本部長 平成28年6月 当社常務執行役員 営業本部長 平成29年1月 当社常務執行役員 営業本部長 (現在に至る) 〈選任の理由〉 当社営業部門に長年従事した経験を通じて、製薬業界や営業戦略に関する幅広い識見を有するとともに、生産部門、LAL事業等にも精通しています。 今後、取締役としての職務を適切に遂行して企業価値向上に貢献することが

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当、重要な兼職の状況
4	オカ ダ トシ ユキ 一 	平成 元 年 4 月 ダウ・コーニング ジャパン 入社 平成 8 年 9 月 ジョンソン・エンド・ジョンソン メディカル株式会社 (現 ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社) 入社 平成 27年 2 月 同社バイスプレジデント チーフテクノロジーオフィサー (薬事本部、品質保証本部、安全管理部、研究開発、GCP監査室、メディカルアフェアーズ、臨床開発&市販後調査部、Quality Regulatory Compliance、Professional Education) 平成 27年 9 月 当社入社 執行役員 品質保証・安全管理・薬事監査副担当 平成 27年10月 当社執行役員 品質保証・安全管理・薬事監査担当 平成 28年 6 月 当社常務執行役員 品質保証・安全管理・薬事監査担当 平成 29年 1 月 当社常務執行役員 営業本部長(現在に至る)
	7,000 px	〈選任の理由〉 外資系製薬企業において多岐にわたる業務を経験し、製薬事業全般に関するグローバルな識見や豊富なノウハウを有しています。今後、取締役としての職務を適切に遂行して企業価値向上に貢献することができるものと判断し、候補者といたしました。

候補者	氏。名、	
<u>番号</u> 5	(生年月日) カタ ヤマ エイ ジ 片 山 英 二 (昭和25年11月8日生) 社外取締役候補者 再 任 独立役員	昭和48年4月 藤沢薬品工業株式会社(現アステラス製薬株式会社)入社昭和59年4月 弁護士登録(現在に至る)昭和59年4月 銀座法律事務所(現阿部・井窪・片山法律事務所)入所(現在に至る)平成元年8月 米国ニューヨーク州弁護士登録(現在に至る)平成9年6月 当社社外監査役平成16年6月 当社社外取締役(現在に至る)(重要な兼職の状況)阿部・井窪・片山法律事務所パートナー
	独立伎員 当期における 取締役会出席状況 12回/13回(92%) 所有する当社の株式数 31,800株	三菱UFJ信託銀行株式会社 取締役 監査等委員株式会社アカツキ 社外監査役 (選任の理由) 弁護士として企業法務に精通しているほか、企業経営及び事業再生等に関する十分な識見を有しており、取締役会において中立的かつ客観的な立場から積極的に助言・提言を行い、重要事項の決定及び業務執行の監督の役割を十分に果たしています。今後も、当社の社外取締役として職務遂行に適任であると判断し、候補者といたしました。
 候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当、重要な兼職の状況
6	ハヤシ 林 い づ み (昭和33年8月20日生) 社外取締役候補者 再 任 独立役員	昭和61年4月名古屋地方検察庁検事昭和62年3月弁護士登録(現在に至る)昭和62年3月ローガン・高島・根本法律事務所入所平成5年3月永代総合法律事務所入所平成27年1月桜坂法律事務所入所(現在に至る)平成27年6月当社社外取締役(現在に至る)(重要な兼職の状況) 桜坂法律事務所パートナー中央大学法科大学院客員教授(戦略的特許ライセンス契約論)
	当期における 取締役会出席状況 13回/13回 (100%) 所有する当社の株式数 1,200株	株式会社海外需要開拓支援機構 社外取締役 内閣府 規制改革推進会議 委員 (選任の理由) 弁護士として企業法務に精通しているほか、知的財産権及び企業コンプライアンス等に関する十分な識見を有しており、取締役会において中立的かつ客観的な立場から積極的に助言・提言を行い、重要事項の決定及び業務執行の監督の役割を十分に果たしています。今後も、当社の社外取締役として職務遂行に適任であると判断し、候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 片山英二氏及び林いづみ氏は、社外取締役候補者です。
 - 3. 片山英二氏及び林いづみ氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって片山英二氏が13年、林いづみ氏が2年です。
 - 4. 当社は、株式会社東京証券取引所に対し、片山英二氏及び林いづみ氏を独立役員として届け出ております。なお、当社の「社外役員の独立性基準」につきましては、下記をご参照ください。
 - 5. 当社は、片山英二氏及び林いづみ氏を、当社株式の大規模買付行為に対する対応策(買収防衛策)に定める独立委員会委員として選任しております。
 - 6. 当社は社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、定款において、取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間で当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。

これにより、当社は片山英二氏及び林いづみ氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する旨の契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める金額です。なお、片山英二氏及び林いづみ氏の再任が承認された場合は、両氏と当社との間でそれぞれ当該契約を継続する予定です。

社外役員の独立性基準 (要旨)

当社は、社外役員の独立性基準として、以下の項目のいずれにも該当しないことと定めています。

- A. 当社グループの業務執行者
- B. 直前事業年度における当社グループへの製品もしくはサービスの提供額が、当該会社等の連結売上高の2%以上である者またはその業務執行者
- C. 直前事業年度における当社グループからの製品もしくはサービスの提供額が、当社 の連結売上高の2%以上である者またはその業務執行者
- D. 直前事業年度において、当社グループから1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社グループから得ている財産が当該団体の年間収入の2%以上の団体に所属する者)
- E. 直前事業年度において、当社グループから1,000万円以上の寄付を受けている者またはその業務執行者
- F. 直前事業年度末において、当社の10%以上の議決権を保有する株主またはその業務 執行者
- G. 過去3年間において、上記(A)から(F)までのいずれかに該当していた者
- H. 上記(A)から(G)までのいずれかに掲げる者の二親等内の親族または同居親族
- I. その他当社グループとの間に重要な利害関係があると判断される者またはその業務 執行者

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役佐倉義幸氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、佐倉義幸氏の補欠として選任されます監査役候補者河原茂氏の任期は、当社定款の定めにより前任者の任期満了の時(平成30年6月開催予定の定時株主総会終結の時)までとなります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。 監査役候補者は次のとおりです。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、重要な兼職の状況
カワ ハラ シゲル 河 原 茂 (昭和34年12月30日生)	昭和57年4月 日本メルク萬有株式会社(現 MSD株式会社)入社 平成20年5月 当社入社 平成21年6月 当社営業企画部長 平成22年9月 当社海外営業部長兼営業企画部長 平成26年1月 当社監査部長(現在に至る)
新任 所有する当社の株式数 3,300株	〈選任の理由〉 当社営業部門に従事した経験を通じて、会社の実務、事業環境に精通するとともに、監査部長として当社グループ全般にわたる監査実務を担当し、内部監査の実効性を高め、経営リスク低減やガバナンス向上に貢献しています。今後、監査役として職務遂行に適任であると判断し、候補者といたしました。

- (注) 1. 河原茂氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 当社は監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、定款において、監査役との間で当社への損害 賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。 河原茂氏が監査役に選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任につい て、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する旨の契約を締結する予定です。当該契約 に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める金額です。

第4号議案 当社株式の大規模買付行為に対する対応策(買収防衛策)継続の件

当社は、平成20年6月20日開催の第62回定時株主総会において、当社株式の大規模買付行為に対する対応策の導入について株主の皆さまのご承認をいただきました。その後、平成23年6月21日開催の第65回定時株主総会及び平成26年6月24日開催の第68回定時株主総会の決議により、内容を一部変更のうえ継続しております(変更後の対応策を以下「本プラン」といいます。)。

今般、本定時株主総会終結の時をもって本プランの有効期間が満了となるため、当社の企業価値及び株主共同の利益を継続的かつ安定的に確保することを目的として、平成29年5月12日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における株主の皆さまのご承認を条件に、本プランを3年間継続することを決議いたしました。

つきましては、本プランについてのご承認をお願いいたしたいと存じます。

【本プランを継続する理由】

当社は、現在、「生化学工業10年ビジョン」の最終ステップとして策定した3ヵ年の中期経営計画に基づく企業価値向上への取り組みや、コーポレート・ガバナンス機能の強化・充実を推進しています。

研究開発型製薬企業である当社にとって事業成長の源泉となる新しい医薬品の研究開発には、多大な時間を要するとともに長期にわたる継続的な資源の投下が必須であり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の事業特性を理解し、企業価値及び株主共同の利益を継続的かつ安定的に確保、向上していくことを可能とする株主が望ましいと考えています。

現在の日本の資本市場と法制度のもとにおいては、当社の企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模な買付行為が行われる可能性は決して否定できない状況にあります。したがって、かかる大規模な買付行為が発生した場合に備え、その買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものかどうかを株主の皆さまが判断するために、大規模な買付行為を行う者から株主の皆さまの判断に必要かつ十分な情報を提供させることや、大規模な買付行為を行う者の提案する経営方針等に対して当社取締役会が検討・評価するために必要な時間と情報を得るための手続等を予め定めておくことが、取締役としての責務であると考え、本プランの継続が必要であると判断しました。

なお、本プランの内容は以下のとおりですが、平成26年6月24日開催の第68回定時株主総会において決議いただいた内容から実質的な変更はございません。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

当社は、研究開発型製薬企業であることから、事業成長の源泉である新しい医薬品の研究開発には、多大な時間を要するとともに長期にわたる継続的な資源の投下が必須です。したがって、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、企業価値向上のための長期的な投資の必要性を十分理解いただき、当社の企業価値及び株主共同の利益を継続的かつ安定的に確保、向上していくことを可能とする株主であることが望ましいと当社は考えています。

そもそも、上場会社の株主は株式市場での自由な取引を通じて決まるものであり、当社は、 株式会社の支配権の移転を伴うような当社株式の大規模な買付行為も、これに応じるか否かの 判断は、最終的には個々の株主の自由な意思に基づいて行われるべきであると考えています。

しかしながら、大規模な買付行為は、それが成就すれば、当社の経営に直ちに大きな影響を与えるだけの支配権を取得するものであり、当社の企業価値又は株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を有していることから、当該買付行為を行う者に関する十分な情報の提供なくしては、株主の皆さまが、当該買付行為により当社の企業価値に及ぼす影響を適切に判断することは困難です。このため、当社は、以下を行うことは当社の取締役としての責務であると考えています。

- (i) 大規模な買付行為を行う者から株主の皆さまの判断に必要かつ十分な情報を提供させること
- (ii) 大規模な買付行為を行う者の提案する経営方針等が当社の企業価値に与える影響を当 社取締役会が検討・評価して、株主の皆さまの判断の参考として提供すること
- (iii) 必要に応じて、当社取締役会が大規模な買付行為又は当社の経営方針等に関して買付者と交渉又は協議を行い、あるいは当社の経営方針等に関して当社取締役会としての代替的提案を株主の皆さまに提示すること

さらに、現在の日本の資本市場と法制度のもとにおいては、当社の企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模な買付行為がなされる可能性も決して否定できない状況にあります。したがって、当社は、大規模な買付行為を行う者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社の企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模な買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、当社の取締役としての責務であると考えています。

II. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な 取組み

1. 経営の中長期的な重点課題と施策

当社は、「独創、公正、夢と情熱」を経営綱領として掲げ、従来から取り組んでいる糖質科学を中心とした独創的な医薬品等の開発・供給を通して、世界の人々の健康で心豊かな生活の向上に貢献する事業活動を展開しています。また、製薬企業としての社会的使命及び責任を深く自覚し、高い倫理観のもと法令遵守を徹底するとともに、株主をはじめとするステークホルダーの皆さまとの信頼関係の強化に努めることによって、企業価値の向上に重点をおいた経営を推進しています。

医薬品産業の経営環境は、深刻化する医療財政の逼迫や国境を越えた企業の大型再編、創薬研究の技術革新とそれに伴う新薬開発競争の激化などにより、大きな変革期にあります。 このような状況のなか、当社は、平成21年3月に「生化学工業10年ビジョン」を策定し、 『グローバル・カテゴリー・ファーマ』として発展することを目指しています。

【生化学工業10年ビジョン】

・コンスタントなペースで新薬(医療機器を含む)を上市し、3年程度に1つ経営の柱と なり得る市場を開拓できる実力を涵養する。 ・糖質科学に研究開発の焦点を絞って、国際競争力を確立する『グローバル・カテゴリー・ファーマ』として着実な成長を持続する。

<10年ビジョンの基本となる考え方>

- ①糖質科学をリードする研究活動を通じて新薬(医療機器を含む)を開発する。
- ②常に他社を凌駕できる技術開発力を競争の源泉とする。
- ③参入する全ての市場でトップシェアを目指す。

平成21年4月より3ヵ年の中期経営計画をスタートさせ、ビジョン達成に向けた第1ステップとして「基礎体力の養成と体制の構築」に取り組み、その成果と反省をもとに、平成24年4月から第2ステップとして4ヵ年の中期経営計画を策定しました。当計画のもと「10年ビジョン達成に向けた萌芽形成」を目標とし、研究・開発・生産・販売の各重点戦略に対して積極的な投資を行い、成果の芽を出すことに努めてきました。平成28年4月からは、最終ステップとして「ACT for the Vision ~10年ビジョンの達成と更なる飛躍~」をキーコンセプトとした3ヵ年の中期経営計画をスタートさせ、事業環境の厳しさをはねのけ、10年ビジョンを達成し『グローバル・カテゴリー・ファーマ』として勝ち残ることを目指していきます。

【中期経営計画(平成29年3月期~平成31年3月期)の概要】

本計画では、重点地域とする米国での更なる販売拡大を図るとともに、腰椎椎間板ヘルニア治療剤SI-6603の国内上市・米国承認取得や、既存製品の新市場への進出を目指します。また、そのために必要となるグローバル基準の生産・品質管理体制を強化します。

さらに、次世代の飛躍につながる創薬・育薬パイプラインの充実を図るために基盤技術 を確立し、更なる成長に向けた強い研究開発組織を構築します。

<キーコンセプト>

・「ACT for the Vision ~10年ビジョンの達成と更なる飛躍~」

Active spirit: 積極的な姿勢とCreative mind: 創造的な発想でTakeoff: 飛躍していく

・事業環境の厳しさをはねのけ、10年ビジョンを達成し、『グローバル・カテゴリー・ファーマ』として勝ち残る。

<重点戦略>

- (i)腰椎椎間板ヘルニア治療剤SI-6603の確実な進展
 - ・日本での上市と、適正使用を確保しつつ拡販を実現する。
 - ・潜在市場規模の大きい米国での事業化を目指す。
- (ii)変形性膝関節症市場におけるリーディングカンパニーとしての進化
 - ・成長ドライバーであるジェル・ワンの米国売上拡大及び新規市場展開を推進する。
 - ・製品改良等により、国内アルツの販売数量を維持する。
 - ・次世代品となる関節機能改善剤SI-613の開発を推進する。

(iii) 開発パイプラインの充実

- ・糖質科学分野において他社を凌駕する基盤技術を保持し、探索研究を加速させ、 持続的に開発テーマを創製する。
- ・臨床開発力の向上により、パイプラインのステージアップを着実に進展させる。
- (iv) 最適な生産・品質管理体制の追求
 - ・製品の安定供給に加え、更なる生産効率化の推進により、原価低減を実現する。
 - ・規制動向に迅速に対応し得る、グローバル基準の生産・品質管理体制を強化する。
- 2. コーポレート・ガバナンスの充実とコンプライアンスの徹底

当社では、コーポレート・ガバナンスを重要経営課題の一つと位置づけており、的確な情報収集、意思決定の迅速化と業務執行の監督機能強化を図っています。

当社のコーポレート・ガバナンスに関する具体的な考え方、施策は以下のとおりです。

- ・取締役会の監督機能の強化を目的として、社外取締役2名を選任しています。
- ・経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制の構築を目的として、取締役の任期を1年としています。
- ・取締役会による経営の意思決定及び監督機能と、業務執行機能の分離を進め、ガバナンスを強化するために、執行役員制度を導入しています。
- ・常勤取締役及び執行役員が参加する経営会議を原則毎週開催し、取締役会で決定した基本方針に基づき、取締役会から委ねられた業務執行上の事項を審議・決定することとしています。
- ・監査役会は、社外監査役3名を含む5名で構成され、各監査役が取締役の職務執行の監査に当たっています。
- ・社会的な倫理規範を加えたコンプライアンス・プログラムを制定するとともに、コンプ ライアンス推進委員会を設置し、法令遵守等の徹底に努めています。
- 3. 株主利益向上のための施策

当社は、株主価値の向上を重要な経営課題の一つとして位置づけており、株主の皆さまへの利益還元を充実させるとともに、研究開発や生産体制整備等の事業投資にバランスよく取り組むことで持続的成長の実現を目指します。

株主還元につきましては、中長期的な視点に立ち、安定的かつ継続的な配当を目指し、1 株当たり年間26円を継続する方針です。また、今後の事業展開や総還元性向を勘案しなが ら、自己株式の取得を適宜検討していきます。

さらに、役員退職慰労金制度を廃止し、取締役、監査役を対象とした株価連動型報酬制度 を導入しています。また、平成28年7月に社内取締役を対象とした業績連動報酬制度を導入 しました。これらにより、役員報酬と株主の皆さまの利益との連動性を一層向上させ、会社 業績に対する経営責任を明確化し、株主価値の増大を推進しています。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 当社株式の大規模買付行為に対する対応策の概要 当社の把握する限り、平成29年3月31日現在において、当社役員及び創業者並びにその 関係者(以下「当社役員等」といいます。)によって、当社の発行済株式の総数(自己株式 数を除きます。)の約32%が保有されておりますが、この保有状況は、これまですでに相当の分散化が進んでおり、必ずしも将来の安定性まで保証するものではありません。また、当社役員等は株主としての議決権の行使に関しては相互に独立した関係にあり、それぞれが異なる判断をすることも尊重しております。

さらに、当社が上場会社である以上、当社株式の譲渡は株主の皆さまの自由な意思によるものであることから、当社株式の流動性がさらに増すことも考えられます(大株主の状況は、本招集ご通知27ページに記載の「別紙1」のとおりです。)。

したがって、当社は、上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として、当社株式の大規模買付行為に対する対応策(本プラン)を定めています。本プランの概要につきましては、本招集ご通知28ページに記載の「別紙2」をご参照ください。

(1) 大規模買付ルールの設定

本プランは、当社株式の大規模買付行為を行う場合に大規模買付者に従っていただくべきルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)として次のことを定めています。

- ①株主の皆さま及び当社取締役会による判断を可能にするため、事前に当該大規模買付行 為に関する必要な情報を提供いただくこと
- ②当社取締役会が、当該大規模買付行為についての検討・評価等を行い、大規模買付者と 交渉し、株主の皆さまに意見・代替的提案等を提示させていただくため、一定期間は大 規模買付行為を行わないこととしていただくこと
- (2) 大規模買付行為に対する対抗措置の発動に関する要件及び手続並びに内容 本プランは、当社が大規模買付行為に対して発動する対抗措置(以下「対抗措置」といいます。) について、次のことを定めています。
 - ①対抗措置の発動要件として、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合又は当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく毀損するものである場合に限って発動しうること
 - ②対抗措置の発動手続として、原則、下記(3)の独立委員会の勧告を最大限尊重するとともに、下記 II 4 (2) ②記載の場合には株主総会を開催して、株主の皆さまの意思を確認した上で、当社取締役会の決議をもって発動すること
 - ③対抗措置の内容として、新株予約権の無償割当てによること

(3) 独立委員会の設置

本プランは、対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的な判断を防止するため、 当社の業務執行を行う経営陣から独立した者で構成される独立委員会(以下「独立委員 会」といいます。)を設置することを定めています。

2. 大規模買付ルール

(1) 適用対象

大規模買付ルールは、大規模買付行為について適用されるものとします。本プランにおいて、大規模買付行為とは、次のいずれかに該当する行為又はこれに類似する行為をいい、

当社取締役会が予め同意したものを除きます。また、大規模買付行為を現に行い又は行おうとする者を大規模買付者といいます。

- ①当社が発行者である株券等(注1)に関する株券等保有割合(注2)が20%以上となるような、当該株券等の買付けその他の取得(注3)
- ②当社が発行者である株券等 (注4) に関する当該行為者の株券等所有割合 (注5) とその 特別関係者 (注6) の株券等所有割合の合計が20%以上となるような、当該株券等の買付けその他の取得 (注7)
- ③当社の他の株主との間で行う、当該他の株主の共同保有者 (注8) に該当するに至るような合意その他の行為であって、当該行為者と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるもの
- ④当社の他の株主との間で行う、当該行為者と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配する関係又は当該行為者と当該他の株主が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為であって、当該行為者と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるもの
 - (注1)金融商品取引法第27条の23第1項に定義する「株券等」をいい、以下別段の定めのない 限り同じとします。
 - (注2) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義する「株券等保有割合」をいい、以下同じとします。
 - (注3) 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有すること、及び金融商品取引法施行令 第14条の6に規定する各取引を行うことを含みます。
 - (注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義する「株券等」をいい、以下本号において同じ とします。
 - (注5) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義する「株券等所有割合」をいい、以下同じとします。
 - (注6) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義する「特別関係者」をいいます。ただし、同項 第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する 内閣府令第3条第2項に定める者を除きます。以下同じとします。
 - (注7) 買付けその他の有償の譲受け、及び金融商品取引法施行令第14条の6に規定する有償の 譲受けに類するものを含みます。
 - (注8) 金融商品取引法第27条の23第5項に定義する「共同保有者」をいい、同条第6項に基づ く共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。

(2) 意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為の開始又は実行に先立ち、当社代表取締役宛に、次に掲げる事項が日本語で記載され、かつ大規模買付者又はその代表者の署名又は記名押印のなされた書面(以下「意向表明書」といいます。)に、次の①から⑦までに掲げる事項を明記し、かつこれらの事項を証する書類を合理的な範囲で添付して提出していただきます。

- ①大規模買付ルールに基づく意向表明書である旨
- ②大規模買付者の自然人・法人の別、又は法人格を有しない組合、社団等の場合はその旨

- ③大規模買付者が自然人である場合は、大規模買付者の氏名、国籍、住所、勤務先
- ④大規模買付者が自然人でない場合は、大規模買付者の商号その他の正式な名称、本店又は主たる事務所の所在地、設立準拠法及び代表者の氏名
- ⑤大規模買付者の日本国内の連絡先の名称、担当者氏名、住所又は所在地、電話番号、 ファックス番号及び大規模買付者との関係
- ⑥大規模買付行為の方法、時期、目的その他の概要
- ⑦法令及び大規模買付ルールを遵守する旨の誓約

当社は、大規模買付者より意向表明書の提出があった場合は、法令及び金融商品取引所規則に従って、意向表明書の提出があった事実その他当社取締役会が適切と認める事項を速やかに開示します。

(3) 大規模買付情報の提供

大規模買付者には、大規模買付行為の開始又は実行に先立ち、意向表明書の提出後に、当社代表取締役宛に、株主の皆さまによる大規模買付行為に応じるか否かの判断、当社取締役会及び独立委員会による大規模買付行為に対する賛否に関する意見の形成、及び当社取締役会による株主の皆さまに対する代替的提案の立案のために必要な情報(以下「大規模買付情報」といいます。)を、日本語で記載した書面をもって提供していただきます。まず、大規模買付者には、当社代表取締役が意向表明書を受領した日から10日以内に当社代表取締役宛に、次に掲げる情報を提供していただきます。

- ①大規模買付者及びそのグループ〔共同保有者及び特別関係者、主要な株主、出資者(直接・間接を問いません。)、組合員又は構成員、主要な子会社及び関連会社を含み、大規模買付者が当社株券等その他の株券等の保有を目的とする特別目的会社である場合は、当該大規模買付者の財務又は事業の方針の決定を支配している者及び当該大規模買付者に対して投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下、大規模買付者と併せて「大規模買付者グループ」といいます。〕の概要〔沿革、事業の内容、資本構成又は出資割合、役員の氏名及び略歴(過去における法令違反行為の有無を含みます。)並びに財務諸表及び連結財務諸表を含み、有価証券報告書又はこれに相当する書類を監督官庁又は金融商品取引所に提出している場合は、直近3年間の有価証券報告書又はこれに相当する書類を含みます。〕
- ②大規模買付者グループの直近1年間における当社株券等の保有状況及び株券等保有割合並びにそれらの推移
- ③大規模買付行為の具体的な目的、方法及び内容(大規模買付行為の対価の種類・価額、 大規模買付行為の開始、実行及び決済の時期、関連する取引の概要、大規模買付行為の 適法性及びこれに関する弁護士の意見、大規模買付行為及び関連する取引の実現可能性 等を含みます。)
- ④大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無並びにその具体的な 内容及び当該第三者の概要
- ⑤大規模買付行為の対価の価額の算定根拠(算定の前提とした事実又は仮定、算定の方法、算定機関、算定に用いた数値情報、並びに大規模買付行為その他一連の取引による相乗効果の額及びその算定根拠等を含みます。)

- ⑥大規模買付行為の資金の裏付け〔当該資金の提供者(直接・間接を問いません。)の概要 (氏名・名称、住所、資本構成等を含みます。)、資金調達に関連する一連の取引の条件・仕組み(すでに保有する当社株券等に関する担保設定状況、並びに当社の資産又は今 後取得する当社株券等に関する担保設定の予定の有無及びその時期を含みます。)〕
- ⑦大規模買付行為の完了後に意図する当社の基本的な施策(経営方針、経営計画、事業計画、資本政策、配当政策、財務計画、役員候補者の氏名及び略歴を含みます。)、並びに当社の企業価値を継続的かつ安定的に向上させるための施策及び当該施策が当社の企業価値を向上させることの根拠〔これらの計画は短期及び中長期のものであること(大規模買付行為完了後における当社資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画、及び当社株券等の上場に関する方針を含みます。)〕
- ⑧大規模買付行為の完了後における当社の役員、従業員、顧客を含む取引先、地域社会その他のステークホルダーとの関係についての方針(改変の計画の有無及びその内容を含みます。)
- ⑨重要提案行為等(注9)を行うことを大規模買付行為の目的とする場合又は大規模買付 行為の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合は、当該重要提案行為等の目的、内 容、条件及び時期
- ⑩大規模買付行為の後の当社株券等の保有方針、売買方針及び議決権行使方針
- ①大規模買付者が大規模買付ルールに従って当社に提供する情報が、重要な点において真実かつ正確であり、重要な事実について誤解を生じさせる内容又は内容の欠落を含まない旨の誓約
 - (注9) 金融商品取引法第27条の26第1項に定義する「重要提案行為等」をいい、以下同じとします。

また、当社取締役会が、大規模買付者が当社に対して提供した情報(以下「大規模買付者提供情報」といいます。)が大規模買付情報として不十分であると判断した場合には、当社は、大規模買付者に対し、合理的な期間を定めた上で、追加情報を提出していただくよう求めることができるものとします。大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の内容等によって異ならざるを得ないため、追加情報には、上記①から⑪までに掲げる情報以外の情報も含まれる場合があります。

当社取締役会が、大規模買付者提供情報が大規模買付情報として十分であると判断した場合には、当社は、大規模買付者に対して大規模買付情報の提供が完了した旨を通知するとともに、法令及び金融商品取引所規則に従ってその旨を速やかに開示します。ただし、大規模買付者には、当社が大規模買付者に対して大規模買付情報の提供が完了した旨を通知した後も、大規模買付者提供情報の内容に変更が生じた場合には、速やかに変更後の情報を提供していただきます。

当社取締役会は、大規模買付者提供情報が大規模買付情報として十分か否かを判断するにあたって、独立委員会にこれを諮問することができ、独立委員会に諮問した場合は、独立委員会の意見を最大限尊重するものとします。

当社は、大規模買付者提供情報を当社取締役会が適切と判断する時点で、当社取締役会が株主の皆さまによる判断に必要かつ適切と認める範囲において、株主の皆さまに開示し

ます。

また、当社取締役会が大規模買付情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める大規模買付情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を終了し、後記(4)の当社取締役会による評価を開始する場合があります。

(4) 取締役会評価期間の設定等

大規模買付者には、当社取締役会及び独立委員会による大規模買付行為に関する検討及び評価、当社取締役会及び独立委員会による大規模買付行為に対する賛否に関する意見の形成、並びに当社取締役会による株主の皆さまに対する代替的提案の立案のために必要な期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)は、大規模買付行為を開始又は実行しないこととしていただきます。

取締役会評価期間は、当社が大規模買付者に対して大規模買付情報の提供が完了した旨を通知した日から起算し、大規模買付行為が対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株券等の買付けの場合には60日間、その他の大規模買付行為の場合には90日間とします。

ただし、独立委員会は、対抗措置の発動の是非に関する事項その他当社取締役会から諮問された事項について、独立委員会の意見を形成するために合理的に必要な場合は、当社取締役会に対し、取締役会評価期間の延長を勧告することができ、その場合は、当社取締役会は、取締役会評価期間を30日間を上限として延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合は、当社は、大規模買付者に対して延長の期間及び理由を通知するとともに、法令及び金融商品取引所規則に従って延長の期間及び理由を速やかに開示します。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、大規模買付者提供情報に基づいて、大規模買付行為に関する検討及び評価を行い、大規模買付行為に対する賛否に関する意見を形成するほか、必要に応じて、当社取締役会による株主の皆さまに対する代替的提案の立案、大規模買付者との協議又は交渉を行うものとします。

3. 独立委員会

(1) 独立委員会の設置及び構成

当社は、対抗措置の発動等に関する当社取締役会による恣意的な判断を防止するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者で構成される独立委員会を設置しています。

独立委員会の委員は、委員長を含めその員数を3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣からの独立性を確保するため、当社の社外取締役又は社外監査役の中から選任するものとします。なお、本プランご承認後の独立委員会委員の氏名及び略歴は、本招集ご通知29ページに記載の「別紙3」に記載のとおりです。

独立委員会に関する詳細は、本プランに定めるほか、当社取締役会において定める独立 委員会規程によるものとします。

(2) 対抗措置の発動の是非の勧告

独立委員会は、当社取締役会の諮問に基づき、対抗措置の発動要件を具備しているか否か、及び当社取締役会が決議しようとする対抗措置の具体的内容が相当か否かを検討し、取締役会評価期間の満了までに当社取締役会に対し、対抗措置を発動することの是非を勧告します。

また、独立委員会は、下記Ⅲ-4-(1)-②の(i)から(vii)に定める対抗措置の発動に関して、その必要性・相当性について株主の皆さまの意思を確認することが適切であると判断する場合には、株主総会を開催すべき旨の勧告を行うことができるものとします。

独立委員会は、独立委員会が対抗措置の発動等の是非を勧告し、当社取締役会が対抗措置の発動又は不発動を決議した後であっても、勧告の前提となった事実関係に変動が生じたことなどにより、すでに行った勧告の内容が相当でなくなった場合は、いつでもすでに行った勧告を撤回し又はすでに行った勧告と異なる新たな勧告を行うことができるものとします。

(3) 独立委員会の権限

独立委員会は、対抗措置の発動の是非の勧告を行うだけでなく、必要に応じて予め株主の皆さまの意思を確認するために株主総会を開催すべき旨の勧告を行うほか、当社取締役会の諮問があった場合は、大規模買付ルールの適用対象となるか否か、大規模買付者提供情報が大規模買付情報として十分か否か、当社取締役会の立案した代替的提案が相当か否かなど、当社取締役会が任意に諮問した事項についても、当社取締役会に対し、勧告を行い又は意見を提出するものとします。当社取締役会は、独立委員会の当該勧告又は意見を最大限尊重するものとします。

独立委員会は、当社取締役会から諮問された事項について勧告又は意見形成を行うにあたり、大規模買付者から提供された意向表明書及び大規模買付者提供情報、当社取締役会から提供された情報、資料、分析結果、意見、提案等を参考にするほか、自ら大規模買付者、当社取締役会又は外部の第三者から判断に必要な情報等を入手することもできるものとします。

また、独立委員会は、必要に応じて当社の費用で、外部の独立した第三者(ファイナンシャルアドバイザー、コンサルタント、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家を含みます。)に助言を求めるものとします。

(4) 独立委員会の決議

独立委員会の決議は、原則として、委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとします。ただし、委員に事故のあるときその他やむを得ない事由があるときは、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数をもってこれを行うことができます。 なお、可否同数の場合、委員長が決定するものとします。

(5) 勧告又は意見の開示

独立委員会が、当社取締役会が諮問した事項について、当社取締役会に対して勧告を行い 又は意見を提出した場合は、当社は、法令及び金融商品取引所規則に従って、独立委員会か らの勧告又は意見の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を速やかに開示します。

4. 大規模買付行為に対する対抗措置

(1) 対抗措置の発動要件

当社取締役会が、対抗措置の発動を決議することができるのは、次に定める発動要件を具備する場合に限るものとします。

- ①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守せずに大規模買付行為を行った場合(意向表明書を提出せずに大規模買付行為を行った場合、大規模買付情報として十分な情報を提供することなく大規模買付行為を行った場合、取締役会評価期間が満了する前に大規模買付行為を行った場合を含みます。)には、当社取締役会は、対抗措置の発動を決議することができるものとします。なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも大規模買付情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守していないと認定することはしないものとします。
- ②大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対の意見を形成するに至ったとしても、当該大規模買付行為につき反対意見を表明し、当社取締役会としての代替的提案を提示し、又は株主の皆さまへの説得等を行うことはありますが、原則として、対抗措置の発動を決議しないものとします。

ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付 行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく毀損すると認められるときは、当社取 締役会は、対抗措置の発動を決議することができるものとします。具体的には、以下のい ずれかに該当すると取締役会が認める場合には、当該大規模買付行為が当社の企業価値又 は株主共同の利益を著しく毀損すると認められる場合に該当するものとします。

- (i) 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価等をつり上げて高値で 当社株券等を当社関係者に引き取らせることを目的として、大規模買付行為を行っ ている場合(いわゆるグリーンメーラー)
- (ii) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な不動産、動産、知的財産権、ノウハウ、企業秘密、顧客を含む取引先、その他当社の資産を大規模買付者又はそのグループに移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行うことを目的として、大規模買付行為を行っている場合
- (iii) 当社の経営を支配した後に、当社の資産の全部又は重要な一部を大規模買付者又は そのグループの債務の担保や弁済原資として流用することを目的として、大規模買 付行為を行っている場合
- (iv) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、又は一時的高配当による株価等の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売抜けをすることを目的として、大規模買付行為を行っている場合
- (v)最初の買付けで株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し又は明確にしないで株券等の買付けを行うこと(いわゆる強圧的二段階買収)など、株主の皆さまのご判断の機会又は自由を制約し、事実上株主の皆さまに当社株券等の売却を強要するおそれがある場合

- (vi) 大規模買付者の提案する当社株券等の取得の条件(対価の種類・価額及びその算定根拠、内容、時期、方法等を含みますが、これらに限りません。)が当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- (vii) 大規模買付者が当社の経営を支配することにより、株主の皆さまはもとより、当社の従業員、顧客を含む取引先、地域社会その他のステークホルダーとの関係を破壊又は喪失し、当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合

(2) 対抗措置の発動手続

①取締役会の決議

当社取締役会が、対抗措置の発動を決議するにあたっては、当社取締役会の恣意的な判断を防止するため、当社取締役会が決議しようとする具体的な対抗措置を発動することの是非を独立委員会に諮問するものとします。

また、当社取締役会は、必要に応じて当社の費用で、外部の独立した第三者(ファイナンシャルアドバイザー、コンサルタント、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家を含みます。)に助言を求めるものとします。

当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かについて、独立委員会の勧告及び意見を踏まえつつ、取締役としての善管注意義務及び忠実義務に従って、最終的に判断します。当社取締役会は、判断にあたって独立委員会の勧告又は意見を最大限尊重するものとし、原則として、独立委員会が当社取締役会に対して対抗措置を発動すべき旨を勧告し又は対抗措置を発動できる旨の意見を提出した場合に限って、対抗措置の発動を決議することができるものとします。

また、当社取締役会が善管注意義務に照らし株主の皆さまの意思を確認することが適切であると判断した場合には、株主の皆さまに対抗措置の発動の是非につきお諮りするため、株主総会を開催し株主の皆さまの意思を確認することができるものとします。

ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかったことが客観的に明白であり、独立委員会の勧告を待って対抗措置を発動すると当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく毀損する場合は、当社取締役会は、独立委員会に諮問することなくして、対抗措置の発動を決議することができるものとします。

当社取締役会が、対抗措置の発動又は不発動を決議した場合は、当社は、法令及び金融商品取引所規則に従って、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を速やかに開示します。

②株主総会の開催

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議するにあたって、上記 II-3-(2)の記載に従い、独立委員会が予め当該対抗措置の発動に関して、その必要性・相当性について株主の皆さまの意思を確認することが適切であると判断して、株主総会を開催すべき旨の勧告を行った場合、又は上記 II-4-(1)-②の(i)から(vii)に定める対抗措置の発動要件の該当可能性が問題となっており、当社取締役会が善管注意義務に照らし、対抗措置の発動の必要性・相当性について株主の皆さまの意思を確認することが適切であ

ると判断した場合には、株主の皆さまに対抗措置の発動の是非につきお諮りするため、 株主総会を開催することができるものとします。

なお、大規模買付者は、当社取締役会が株主総会を開催することを決議した場合には、 当該株主総会終結時まで、大規模買付行為を開始することができないものとします。

(3) 対抗措置発動の停止

当社取締役会が対抗措置の発動を決議した後であっても、決議の前提となった事実関係に変動が生じたこと、独立委員会が対抗措置を発動すべき旨の勧告を撤回したことなどにより、対抗措置を発動することが相当でなくなった場合には、対抗措置の発動によって生じる株主の皆さまの権利の確定前であり、かつ株主の皆さまの利益を損なわないときに限り、当社取締役会は、対抗措置の停止を決議し、又は独立委員会の勧告若しくは意見を最大限尊重して、対抗措置の内容の変更を決議することがあります。

当社取締役会が、対抗措置の停止又は内容の変更を決議した場合も、当社は、法令及び 金融商品取引所規則に従って、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を 速やかに開示します。

(4) 対抗措置の内容

当社取締役会が本プランに基づいて発動する対抗措置は、新株予約権の無償割当てによるものとします。新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1株当たり1円を下限とし、当社取締役会が別途定める額とします。その他詳細については、当社取締役会において別途定めるものとします。この新株予約権には、次のような差別的な内容を定めることがあります。

- ①大規模買付者、大規模買付者の共同保有者若しくは特別関係者、又はこれらの者を実質的に支配し、これらの者に実質的に支配され、若しくはこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認める者(以下総称して「行使制限買付者」といいます。)について、その権利行使を認めない旨の行使条件を付すること
- ②行使制限買付者以外の者が保有する新株予約権については、当社が当社普通株式と引換 えにこれを取得することができる旨の取得条項を付すること

ただし、当社取締役会は、対抗措置として相当と認める場合は、会社法その他の法令及び当社定款によって認められるその他の対抗措置の発動を決議することもできるものとします。

5. 本プランの有効期間並びに廃止及び変更

(1) 本プランの有効期間

本プランは、本定時株主総会において承認可決されることを条件として、当該時点で発効するものとします。

また、本プランの有効期間は、本プランを承認可決した株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結の時までとします。

(2) 本プランの廃止

本プランの有効期間満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは廃止されるものとします。

(3) 本プランの変更

当社取締役会は、今後の法令改正、司法判断の動向及び当社が上場する金融商品取引所 その他公的機関の対応等を踏まえ、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観 点から、必要に応じて本プランの見直し等、適時適切な措置を講じてまいります。

本プランの変更は、原則として、その都度当社株主総会において議案としてお諮りし、 株主の皆さまのご賛同を得た上で行うこととします。ただし、法令の新設又は改廃に伴う 引用条項の変更、用語の読み替え等、本プランの実質的な修正を伴わない範囲において は、当社取締役会の決議をもって本プランを変更することができるものとします。

6. 株主及び投資家の皆さまに与える影響

(1) 本プランが株主及び投資家に与える影響

本プランは、上記記載のとおり、株主の皆さまに対し、大規模買付行為を受け入れるか否かについて適切な判断をするための必要かつ十分な情報・時間を提供し、大規模買付者との交渉力を確保するものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するものです。

本プランの継続時においては、新株予約権等の発行は行われませんので、株主及び投資家の皆さまの法的権利又は経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより、大規模買付行為に対する当社の対応が異なる可能性がありますので、株主及び投資家の皆さまにおかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置の発動が株主及び投資家に与える影響

対抗措置を発動した場合は、行使制限買付者には、その法的権利又は経済的利益に損失が生じる可能性がありますが、それ以外の株主の皆さまの法的権利又は経済的利益に格別の損失が生じるようなことは想定しておりません。当社取締役会が対抗措置の発動を決議した場合は、法令及び金融商品取引所規則に従って速やかに開示します。

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てを行う場合には、当社取締役会で定めた基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆さまに対し、その所有株式数に応じて新株予約権が無償にて割り当てられます。新株予約権の行使に際して、株主の皆さまには、新株を取得するために、所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があり、かかる手続が行われない場合は、当該株主の方の議決権保有割合が希釈化することになります。ただし、当社が新株予約権を取得し、これと引換えに当社普通株式を交付することができるとの取得条項が定められた場合において、当社が取得の手続をとったときは、取得の対象となる新株予約権を保有する株主の皆さまは、金銭を払い込むことなく当社普通株式を受領されることになります。この場合、当該株主の方には、別途、行使制限買付者に属する者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

なお、当社は、当社取締役会が対抗措置の発動として新株予約権の無償割当てを決議した後に、対抗措置の発動を停止しようとする場合には、新株予約権の割当てを受ける株主の確定後から当該新株予約権の割当てまでの間は新株予約権の無償割当てを中止し、新株予約権の割当て後から行使期間開始日の前日までの間は、当社が無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、新株予約権の割当てを受ける株主の確定後に、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売却等を行った株主又は投資家の皆さまは、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

IV. 上記の取組みが基本方針に沿い、当社の企業価値及び株主共同の利益に合致し、当社の会社 役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

1. 基本方針の実現に資する特別な取組み(上記Ⅱ)について

上記 II に記載した企業価値の向上のための取組みは、当社の企業価値及び株主共同の利益を持続的に確保・向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。したがって、これらの取組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2. 基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取組み(上記III)について上記IIIに記載した本プランは、以下のとおり、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」で定める3原則「(i)企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、(ii)事前開示・株主意思の原則、(iii)必要性・相当性確保の原則」に適合しており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

したがって、本プランは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものでなく、 かつ当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

- (1) 当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的としていること 本プランは、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否か を株主の皆さまが判断するために必要な情報や時間、又は当社取締役会による意見・代替 案等の提示を受ける機会を確保することなどを可能にするものであり、当社の企業価値及 び株主共同の利益の確保・向上を目的としています。
- (2) 合理的かつ客観的な発動要件が定められていること 本プランは、Ⅲ-4「大規模買付行為に対する対抗措置」に記載のとおり、予め定められた合理的かつ客観的な発動要件が満たされなければ発動されないものとされており、当 社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(3) 独立性の高い社外者の判断を尊重すること

当社は、Ⅲ-3「独立委員会」に記載のとおり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、 株主の皆さまのため実質的かつ客観的に判断すべき諮問機関として、当社の業務執行を行 う経営陣から独立した者で構成される独立委員会を設置しています。

そして、当社取締役会が、対抗措置の発動を決議するにあたっては、Ⅲ-4-(2)「対抗措置の発動手続」に記載のとおり、当社取締役会の恣意的な判断を防止するため、当社取締役会が決議しようとする具体的な対抗措置を発動することの是非を独立委員会に諮問するものとし、当社取締役会は、独立委員会の勧告及び意見を最大限尊重するものとしています。これにより、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(4) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、Ⅲ-5「本プランの有効期間並びに廃止及び変更」に記載のとおり、当社取締役会の決議をもって廃止することができるものとされており、大規模買付者が、当社株主総会で取締役を選任し、当該取締役により構成される当社取締役会の決議をもって本プランを廃止することが可能です。

したがって、本プランはいわゆるデッドハンド型の買収防衛策(取締役会を構成する取締役の過半数を交替させてもなおその発動を阻止することができない買収防衛策)ではありません。また、当社取締役の任期は1年であることから、本プランは、いわゆるスローハンド型の買収防衛策(取締役会を構成する取締役を一度に交替させることができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策)でもありません。

(5) 株主意思を重視するものであること

当社は、本プランの継続に関する株主の皆さまの意思を確認するため、本定時株主総会において株主の皆さまにご承認いただくことを条件として、本プランを継続することとしています。

また、当社取締役会は、一定の場合に、本プランに定める対抗措置の発動の是非について、株主総会において株主の皆さまの意思を確認することとしています。

さらに、本プランの有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを 廃止する旨の議案が承認された場合には、本プランはその時点で廃止されます。従いまして、本プランの継続及び廃止には、株主の皆さまの意思が十分反映される仕組みとなっています。

以上

別紙 1

大株主の状況

(平成29年3月31日現在)

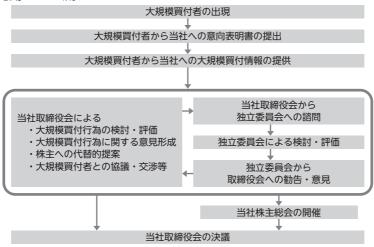
株 主 名	持株数(千株)	持株比率(%)
新 業 株 式 会 社	7,843	13.9
株式会社開生社	7,293	12.9
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,505	4.4
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	1,973	3.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,910	3.4
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,694	3.0
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,536	2.7
THE BANK OF NEW YORK MELLON (INTERNATIONAL) LIMITED 131800	1,360	2.4
科 研 製 薬 株 式 会 社	1,207	2.1
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1,062	1.9

⁽注) 持株比率は自己株式(209千株)を控除して計算しております。

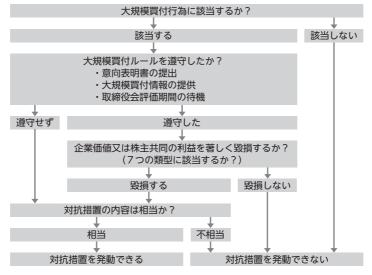
以 上

本プランの概要

1. 対抗措置の発動までの流れ



2. 対抗措置の発動の是非に関する判断の流れ



以 上

別紙3

独立委員会委員の氏名及び略歴

本プランご承認後の独立委員会の委員は、以下の5名を予定しております。

 氏 名	略歴
カタ ヤマ エイ ジ 片 山 英 二 (昭和25年11月8日生)	昭和48年4月藤沢薬品工業株式会社(現アステラス製薬株式会社)入社昭和59年4月弁護士登録(現在に至る)昭和59年4月銀座法律事務所(現阿部・井窪・片山法律事務所)入所(現在に至る)平成元年8月米国ニューヨーク州弁護士登録(現在に至る)平成9年6月当社社外監査役平成16年6月当社社外取締役(現在に至る)
ハヤシ 林 い づ み (昭和33年8月20日生)	昭和61年4月 名古屋地方検察庁検事 昭和62年3月 弁護士登録(現在に至る) 昭和62年3月 ローガン・高島・根本法律事務所入所 平成5年3月 永代総合法律事務所入所 平成27年1月 桜坂法律事務所入所(現在に至る) 平成27年6月 当社社外取締役(現在に至る)
タケ ウチ ノブ ヒロ 竹 内 信 博 (昭和28年4月8日生)	昭和53年11月 デロイト ハスキンズ アンド セルズ公認会計士事務所(現 有限責任 監査法人トーマツ)入所 昭和57年8月 公認会計士登録(現在に至る) 平成10年8月 竹内公認会計士事務所 所長(現在に至る) 平成15年6月 当社社外監査役(現在に至る)
シバ タ ヨシ ヒト 柴 田 義 人 (昭和40年7月31日生)	昭和63年4月 富士通株式会社入社 平成10年4月 弁護士登録(現在に至る) 平成11年12月 坂井秀行法律事務所(後に、ビンガム・坂井・三村・相澤法律事務所 (外国法共同事業))入所 平成18年7月 米国ニューヨーク州弁護士登録(現在に至る) 平成27年4月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所入所(現在に至る) 平成27年6月 当社社外監査役(現在に至る)
フジ モト ミ エ 藤 本 美 枝 (昭和42年8月17日生)	平成 5 年 4 月 弁護士登録(現在に至る) 平成 5 年 4 月 新東京総合法律事務所(後に、ビンガム・坂井・三村・相澤法律 事務所(外国法共同事業))入所 平成 27年 4 月 TMI総合法律事務所入所(現在に至る) 平成 27年 6 月 当社社外監査役(現在に至る)

⁽注) 各委員と当社との間には、特別の利害関係はありません。また、当社は各委員を株式会社東京証券取引所 に対し、独立役員として届け出ております。

以 上

事業報告 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期の売上高は、国内医薬品、米国ジェル・ワン及び海外におけるLAL事業の販売数量が増加した一方で、円高や国内における薬価引き下げの影響を受け、前期と比べ4.4%減の295億8千9百万円となりました。

利益につきましては、研究開発費を中心に販売費及び一般管理費が減少しましたが、減収に加えて、薬価引き下げや関節機能改善剤アルツの新容器投入に伴う一過性要因等により原価率が上昇したことから、営業利益は40.2%減の12億8千2百万円となりました。投資有価証券売却益が減少した一方で、受取ロイヤリティーの増加により、経常利益は29.2%減の24億7千7百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は30.7%減の17億8千7百万円となりました。

		第70期 (前期:平成28年3月期)	第71期 (当期:平成29年3月期)	前期比增減	
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	増減率
売	上高	30,962	29,589	-1,373	-4.4%
営	業 利 益	2,144	1,282	-862	-40.2%
経	常 利 益	3,500	2,477	-1,023	-29.2%
親会する	会社株主に帰属 る 当 期 純 利 益	2,578	1,787	-790	-30.7%

【事業部門別の営業概況】

医薬品事業

売上高: 24.152百万円

売上高構成比







アルツディスポ® 関節注25mg

・国内医薬品(162億6千8百万円、前期比3.9%減)

関節機能改善剤アルツは、市場全体がほぼ横ばいで推移するなか、平成28年4月の新容器投入に伴う販促活動強化により、医療機関納入本数は微増となりました。当社から販売提携先への売上は薬価引き下げの影響により減少しました。

眼科手術補助剤オペガン類は、平成28年7月に発売したシェルガンの積極的な販促活動により市場浸透が順調に進み、 医療機関納入本数及び市場シェアが拡大しました。当社から 販売提携先への売上も薬価引き下げの影響をカバーして増加 しました。



ジェル・ワン®(Gel-One®)

内視鏡用粘膜下注入材ムコアップは、前期に販売提携先変更に伴う一過性の出荷増があったことから、ほぼ前期並みとなりました。

・海外医薬品(67億7千1百万円、前期比7.2%減)

単回投与の関節機能改善剤ジェル・ワンは、米国現地販売が堅調に推移しました。当社から販売提携先への売上は、出荷数量が増加したものの、円高や現地販売価格低下の影響などにより、 微減となりました。

5回投与の関節機能改善剤スパルツFXは、複数回投与製品が新たに加わるなど競合環境が厳しさを増すなか、米国現地販売は微減に留まりました。当社から販売提携先への売上は円高の影響を受け、減少しました。

中国向けアルツは、政府の価格抑制策等により現地販売が低下傾向にあることに加え円高の影響もあり、当社から販売提携先への売上は減少しました。

・医薬品原体(11億1千1百万円、前期比13.7%減)

コンドロイチン硫酸は増加しましたが、ヒアルロン酸の競合が厳しく、売上は減少しました。 これらの結果、医薬品事業の売上高は241億5千2百万円(前期比5.4%減)となりました。

LAL事業

売上高: 5,437百万円

売上高構成比







エンドトキシン測定用試薬

エンドトキシン測定用試薬等の海外販売は現地通貨ベースでは増加しましたが、為替の影響を受け、円ベース売上高は54億3千7百万円(前期比0.1%減)となりました。

【研究開発活動】

当社は、専門分野としている糖質科学に研究開発の焦点を絞って、世界の人々の健康で心豊かな生活に貢献する『グローバル・カテゴリー・ファーマ』として発展することを目指しています。今後の事業成長の鍵を握る新薬の早期かつ継続的な上市を実現するために、研究開発機能を強化するとともに、内外の糖質研究ネットワークの拡充に努めています。

当期における研究開発費の総額は、78億3千4百万円(対売上高比率26.5%)、平成29年3月末時点の研究開発要員数は総従業員数の32.3%にあたる222名となっています。

研究開発活動の主な進捗状況は、以下のとおりです。

・SI-6603 (腰椎椎間板ヘルニア治療剤、開発地域:日本、米国)

平成26年1月に厚生労働省へ製造販売承認申請を行った国内SI-6603は、製造工程における品質管理に関する審査が継続しておりますが、早期の承認取得に向けて努力してまいります。

米国では平成27年7月に第Ⅲ相臨床試験における症例登録が完了し、現在、経過観察を行っています。また、欧州及び米国で実施している安全性評価を主目的としたオープン試験は平成29年3月に経過観察が完了し、現在、データ取りまとめ中です。なお、平成28年8月に、スイスに本社を置くフェリング・ファーマシューティカルズ社と、SI-6603の日本を除く全世界を対象とした独占開発・販売に関するライセンス契約を締結しました。

SI-6603は、コンドリアーゼという酵素で、腰椎椎間板ヘルニアの痛みの原因である神経の圧迫を 軽減させる効果があり、椎間板への1回の注射で摘出手術による治療と同程度の効果を示すことが期 待されています。

・SI-613 (関節機能改善剤、開発地域:日本)

変形性膝関節症を適応症として実施した第 II 相臨床試験において臨床的に有用な効果が確認されました。これを受け、平成29年2月に第 III 相臨床試験を開始し、膝関節を対象とした検証的試験のほか、今後、他関節部位(股、足首、肘、肩)を対象とする臨床試験及び安全性評価を主目的とする長期投与試験を実施していきます。なお、平成29年5月にSI-613の日本における共同開発及び販売提携に関する基本合意書を小野薬品工業株式会社と締結しました。今後、正式契約締結に向けて協議を進めていきます。

SI-613は、当社独自の薬剤結合技術を用いてヒアルロン酸と非ステロイド性抗炎症薬(NSAID)を化学結合した薬剤です。ヒアルロン酸による関節機能改善効果に加え、徐放されるように設計されたNSAIDの鎮痛・抗炎症作用を併せ持つことから、変形性関節症に見られる強い痛みや炎症を速やかかつ長期間にわたり改善することが期待されています。また、膝以外の関節への投与を可能とすることで、対象となる患者層の拡大を目指します。

・SI-614 (ドライアイ治療剤、開発地域:米国)

平成27年1月に第Ⅱ/Ⅲ相臨床試験が終了し、現在、取得したデータをもとに第Ⅲ相臨床試験について検討を行うとともに販売提携先の選定を進めています。

SI-614は、ヒアルロン酸を独自の技術を用いて修飾した物質で、同剤を点眼することにより、ドライアイ患者の眼表面保護作用と角膜創傷治癒促進作用が期待されています。

(2) 設備投資等の状況

当社は、高い品質の医薬品を安定的に供給するための製造設備や、医薬品開発を中心とした研究開発設備等へ投資を行っています。

当期における設備投資額は11億7千3百万円であり、主に製造設備や研究開発設備の更新等に関するものです。

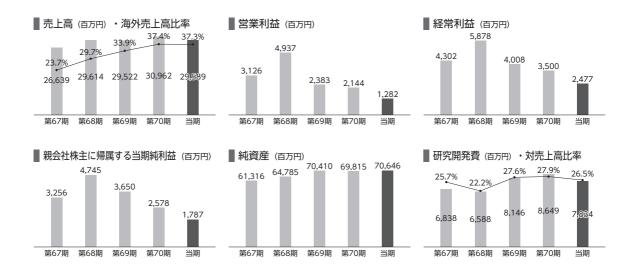
(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

		第67期 (平成25年3月期)	第68期 (平成26年3月期)	第69期 (平成27年3月期)	第70期 (平成28年3月期)	第71期 (当 期)
売 上 高	(百万円)	26,639	29,614	29,522	30,962	29,589
営業利益	(百万円)	3,126	4,937	2,383	2,144	1,282
経 常 利 益	(百万円)	4,302	5,878	4,008	3,500	2,477
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	(百万円)	3,256	4,745	3,650	2,578	1,787
1 株当たり当期純利益	(円)	57.33	83.55	64.27	45.39	31.55
研究開発費	(百万円)	6,838	6,588	8,146	8,649	7,834
純 資 産	(百万円)	61,316	64,785	70,410	69,815	70,646
1 株当たり純資産額	(円)	1,079.38	1,140.48	1,239.51	1,229.05	1,248.07
総資産	(百万円)	70,471	73,826	80,889	80,218	80,048
自己資本利益率(ROE)		5.5%	7.5%	5.4%	3.7%	2.5%

⁽注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式の総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式の総数により算出しております。



(5) 対処すべき課題

医薬品産業の経営環境は、深刻化する医療財政の逼迫や国境を越えた企業の大型再編、創薬研究の 技術革新とそれに伴う新薬開発競争の激化などにより、大きな変革期にあります。

このような状況のなか、当社は平成21年3月に「生化学工業10年ビジョン」を策定し、『グローバル・カテゴリー・ファーマ』として発展することを目指しています。

【生化学工業10年ビジョン】

- ・コンスタントなペースで新薬(医療機器を含む)を上市し、3年程度に1つ経営の柱となり得る市場を開拓できる実力を涵養する。
- ・糖質科学に研究開発の焦点を絞って、国際競争力を確立する『グローバル・カテゴリー・ファーマ』 として着実な成長を持続する。

【中期経営計画(平成29年3月期~平成31年3月期)の概要】

前中期経営計画(平成25年3月期~平成28年3月期)で得られた成果と課題をもとに、10年ビジョンの最終ステップとして平成28年4月から始まる3ヵ年の中期経営計画を策定しました。本計画では、重点地域とする米国での更なる販売拡大を図るとともに、腰椎椎間板ヘルニア治療剤SI-6603の国内上市・米国承認取得や、既存製品の新市場への進出を目指します。また、そのために必要となるグローバル基準の生産・品質管理体制を強化します。

さらに、次世代の飛躍につながる創薬・育薬パイプラインの充実を図るために基盤技術を確立し、 更なる成長に向けた強い研究開発組織を構築します。

<キーコンセプト>

・「ACT for the Vision ~10年ビジョンの達成と更なる飛躍~」

Active spirit: 積極的な姿勢とCreative mind: 創造的な発想でTakeoff: 飛躍していく

・事業環境の厳しさをはねのけ、10年ビジョンを達成し、『グローバル・カテゴリー・ファーマ』として勝ち残る。

<重点戦略>

- ① 腰椎椎間板ヘルニア治療剤SI-6603の確実な進展
 - ・日本での上市と、適正使用を確保しつつ拡販を実現する。
 - ・潜在市場規模の大きい米国での事業化を目指す。

② 変形性膝関節症市場におけるリーディングカンパニーとしての進化

- ・成長ドライバーであるジェル・ワンの米国売上拡大及び新規市場展開を推進する。
- ・製品改良等により、国内アルツの販売数量を維持する。
- ・次世代品となる関節機能改善剤SI-613の開発を推進する。

③ 開発パイプラインの充実

- ・糖質科学分野において他社を凌駕する基盤技術を保持し、探索研究を加速させ、持続的に開発 テーマを創製する。
- ・臨床開発力の向上により、パイプラインのステージアップを着実に進展させる。

④ 最適な生産・品質管理体制の追求

- ・製品の安定供給に加え、更なる生産効率化の推進により、原価低減を実現する。
- ・規制動向に迅速に対応し得る、グローバル基準の生産・品質管理体制を強化する。

【平成29年3月期における中期経営計画の進捗状況】

成長ドライバーとして位置づけている米国向け単回投与の関節機能改善剤ジェル・ワンは、販売提携先であるジンマーバイオメット社の市場開拓努力により、現地販売数量が着実に増加しています。また、平成28年11月には、同社と3回投与の関節機能改善剤ヴィスコ・スリーの米国における独占販売契約を締結しました。これにより、バイオヴェンタス社を通じて販売している5回投与の関節機能改善剤スパルツFXと合わせて、3種類の投与回数に対応できる製品ラインナップが整いました。今後も成長戦略における重点地域である米国において当社製品のプレゼンス強化を図っていきます。

国内における関節機能改善剤アルツにつきましては、定期的に実施される薬価引き下げの影響に加え、市場全体の数量ベースでの伸び率が横ばいとなるなど、市場環境は厳しさを増しています。このようななか、平成28年4月に新容器を市場投入した効果もあり、販売数量は増加しています。眼科手術補助剤オペガン類につきましては、平成28年7月に製品ラインナップ強化を目的として発売したシェルガンの市場浸透が順調に進んでいます。今後も、製品認知度の向上等を図り、処方拡大を推進していきます。

新薬開発面では、国内において承認申請中の腰椎椎間板ヘルニア治療剤SI-6603は、製造工程における品質管理に関する審査が継続しておりますが、早期の承認取得に向けて注力していきます。なお、SI-6603の海外展開を見据え、平成28年8月にスイスに本社を置くフェリング・ファーマシューティカルズ社と、日本を除く全世界を対象とした独占開発・販売に関するライセンス契約を締結しました。また、グローバル展開を目指している新規の関節機能改善剤SI-613につきましては、平成29年2月

また、グローバル展開を目指している新規の関助機能は普別51-613にプラましては、平成29年2月に国内での第Ⅲ相臨床試験を開始したほか、平成29年5月に日本における共同開発及び販売提携に関する基本合意書を小野薬品工業株式会社と締結しました。今後、正式契約締結に向けて協議を進めていきます。

(6) 重要な子会社の状況 (平成29年3月31日現在)

会社名	所在地	資本金	出資比率	主要な事業内容	
アソシエーツ オブ ケープ コッド インク	米国マサチューセッツ州 ファルマス	2千米ドル	100%	試薬の製造・販売等	

(7) 主要な事業内容 (平成29年3月31日現在)

部門	主要製品
医薬品	・ヒアルロン酸を主成分とする関節機能改善剤、眼科手術補助剤、内視鏡用粘膜下注入材等 ・医薬品原体(各種医薬品用の原薬)等
L A L	・エンドトキシン測定用試薬 等

(8) 主要な事業所 (平成29年3月31日現在)

①当 社

名 称	所 在 地
本 社	東京都千代田区
中央研究所	東京都東大和市
CMC研究所	東京都東大和市
久里浜工場	神奈川県横須賀市
高萩工場	茨城県高萩市

② 連結子会社

会 社 名	所 在 地
アソシエーツ オブ ケープ コッド インク	米国マサチューセッツ州ファルマス

(9) 従業員の状況 (平成29年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

部門	従業員数	前期末比増減
医 薬 品	412名	3名増
L A L	192名	14名増
全社(共通)	83名	7名増
合 計	687名	24名増

⁽注) 上記の数値には、契約社員などの臨時従業員数は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
508名	10名増	39.9歳	13.3年

⁽注) 上記の数値には、契約社員などの臨時従業員数は含まれておりません。

(10) 主要な借入先 (平成29年3月31日現在) 特記すべき事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項 特記すべき事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (平成29年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 234,000,000株

(2) 発行済株式の総数 56,814,093株

(3) 株主数 10,235名

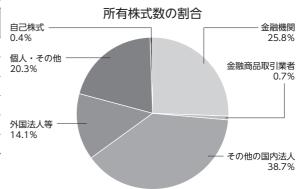
(4) 大株主 (上位10名)

順位	株 主 名	持株数(千株)	持株比率(%)
1	新 業 株 式 会 社	7,843	13.9
2	株式会社開生社	7,293	12.9
3	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,505	4.4
4	みずほ信託銀行株式会社退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	1,973	3.5
5	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,910	3.4
6	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,694	3.0
7	株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,536	2.7
8	THE BANK OF NEW YORK MELLON (INTERNATIONAL) LIMITED 131800 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1,360	2.4
9	科 研 製 薬 株 式 会 社	1,207	2.1
10	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1,062	1.9

⁽注) 持株比率は自己株式 (209千株) を控除して計算しております。

【ご参考】所有者別株式分布状況

内 訳	所有株式数 (千株)	所有株式数の割合 (%)
金融機関	14,643	25.8
金融商品取引業者	390	0.7
その他の国内法人	21,987	38.7
外国法人等	8,033	14.1
個人・その他	11,549	20.3
自己株式	209	0.4



3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (平成29年3月31日現在)

地 位				氏	名		担当または主な職業
代表取締役社長			水	谷		建	
代表取締役	代表取締役専務取締役		矢	倉	俊	紀	管理部門・北米戦略室管掌
取	帝	役	宮	本	政	臣	常務執行役員 研究開発本部長
社 外 耳	仅 締	役	片	Ш	英	=	弁護士
社 外 耳	又 締	役	林	い	づ	み	弁護士
常勤盟	监 査	役	佐	倉	義	幸	
常勤	监查	役	竹	H		徹	
社 外 盟	监查	役	竹	内	信	博	公認会計士
社 外 5	监查	役	柴	Ш	義	人	弁護士
社 外 5	监查	役	藤	本	美	枝	弁護士

- (注) 1. 取締役片山英二氏及び林いづみ氏並びに監査役竹内信博、柴田義人及び藤本美枝の各氏は、それぞれ社外取締役、社外監査役であり、当社は、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
 - 2. 監査役竹田徹氏は、金融機関における勤務経験により、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 3. 監査役竹内信博氏は、公認会計士として企業会計に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 4. 当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する旨の契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める金額です。

(2) 重要な兼職の状況及び兼職先と当社の関係 (平成29年3月31日現在)

	氏	名		重要な兼職の状況
水	谷		建	公益財団法人水谷糖質科学振興財団 理事長
矢	倉	俊	紀	公益財団法人水谷糖質科学振興財団 副理事長
片	Ш	英	=	阿部・井窪・片山法律事務所 パートナー 三菱UFJ信託銀行株式会社 取締役 監査等委員 株式会社アカツキ 社外監査役
林	()	ゔ	み	桜坂法律事務所 パートナー 中央大学法科大学院 客員教授(戦略的特許ライセンス契約論) 株式会社海外需要開拓支援機構 社外取締役 内閣府 規制改革推進会議 委員
竹	内	信	博	竹内公認会計士事務所 所長 公益財団法人水谷糖質科学振興財団 監事 株式会社大泉製作所 社外監査役 オールニッポン・アセットマネジメント株式会社 社外監査役
柴	⊞	義	人	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー 株式会社セラヴィリゾート泉郷 社外監査役
藤	本	美	枝	TMI総合法律事務所 パートナー 株式会社クラレ 社外監査役 株式会社東京放送ホールディングス 社外監査役 株式会社TBSテレビ 社外監査役

- (注) 1. 当社は、公益財団法人水谷糖質科学振興財団に寄付を行っています。当該財団は糖質科学の発展を通して人類の福祉へ貢献することを目的としていることから、当該財団への寄付は、糖質科学を中心に医薬品開発に取り組むという当社の事業目的と合致する適切な取引として、当社取締役会において承認されています。なお、当該財団は当社の株式を保有しております。
 - 2. 当社と三菱UFJ信託銀行株式会社との間では、証券代行業務等に関する取引があります。
 - 3. その他、社外取締役及び社外監査役の兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

(3) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

①退任した取締役及び監査役

氏 名	退任日	退任事由	退任時の地位及び担当
大西 和明	平成28年6月21日	任期満了	常務取締役 営業本部長
石川 愼一	平成28年6月21日	任期満了	取締役 生産本部長 兼 生産技術部長
芹沢 修	平成28年6月21日	任期満了	取締役 管理部門副担当 兼 経営管理部長
福本安志	平成28年6月21日	任期満了	常勤監査役

②取締役の役職異動

氏 名	異動日	異動後	異 動 前
宮本 政臣	平成28年6月21日	取締役 常務執行役員 研究開発本部長	常務取締役 研究開発本部長

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員(名)	支給額(百万円)
取締役(うち社外取締役)	8 (2)	228 (26)
監査役(うち社外監査役)	6 (3)	65 (20)
合 計 (うち社外役員)	14 (5)	294 (47)

- (注) 1. 上記には、平成28年6月21日開催の第70回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名及び監査役1 名を含んでおります。
 - 2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 3. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月22日開催の第61回定時株主総会において、年額4億円以内(うち社外取締役分は5,000万円以内)と決議いただいております。
 - 4. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月22日開催の第61回定時株主総会において、年額8,000万円以内と決議 いただいております。

(5) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における計外取締役の主な活動状況

<取締役会>

当事業年度におきましては、合計13回の取締役会を開催しました。片山英二氏は13回中12回、林いづみ氏は13回中13回出席し、それぞれ専門的立場から質問するとともに、積極的に助言・提言を行っております。

② 当事業年度における社外監査役の主な活動状況

<取締役会>

当事業年度におきましては、合計13回の取締役会を開催しました。竹内信博、柴田義人及び藤本美枝の各氏はいずれも13回中12回出席し、それぞれ専門的立場から質問するとともに、必要に応じて助言・提言を行っております。

<監査役会>

当事業年度におきましては、合計14回の監査役会を開催しました。竹内信博、柴田義人及び藤本美枝の各氏はいずれも14回中13回出席し、それぞれ専門的立場から情報の収集に努め、意見を表明することで当会の運営を担っております。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支払額(百万円)
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	52
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	53

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の①にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 当社の連結子会社であるアソシエーツ オブ ケープ コッド インクは、デロイト アンド トウシュ エルエルピー の監査を受けております。
 - 3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
 - 4. 上記の②には、英文財務諸表の監査に係る報酬が含まれております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、 監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査 役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告 いたします。

5 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

I. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の 業務並びに当該株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制につ いての決定内容は、以下のとおりです。

- (1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役及び使用人(以下、「役職員」という)の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、かつ社会的責任を果たすために、SKKグループコンプライアンス行動規範を定め、それを役職員に周知徹底させる。
 - ② 社長を委員長、経営会議メンバーを委員とするコンプライアンス推進委員会は、コンプライアンス・プログラムに基づくコンプライアンス推進施策を承認し、その実施状況を監督する。
 - ③ 社内外の研修等を通じて役職員の知識を深め、コンプライアンスの意識を高める。
 - ④ 役職員からの内部通報等を受け付けるため、外部の弁護士を含む複数の相談窓口を設置し、 問題の早期発見・解決を図る観点から匿名相談にも対応する。
 - ⑤ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断するとともに、反社会的勢力による不当要求を拒絶する。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書、契約書、その他業務の執行状況を示す主要な文書(電磁的記録を含む)は、文書管理規定により保存及び管理する。
 - ② 取締役は、上記の文書を常時閲覧できる。
- (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 経営リスク管理規定を定め、業務執行に係るリスクの把握と管理を行う体制を整備する。
 - ② 各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が行う。
 - ③ リスク管理担当役員である管理部門管掌取締役を委員長、各部門の管掌役員を主たる委員と するリスク管理委員会を設置し、リスク予防施策を審議するとともに、重大な経営リスクが 顕在化したときには、対策本部を設置し、被害を最小限にするための対策を講じる。

- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役会を原則として毎月開催し、重要事項の決定及び業務執行状況の監督を行う。
 - ② 取締役会の効率化を図るため、常勤取締役及び執行役員が参加する経営会議を原則として毎週開催し、取締役会が決定した基本方針に基づき経営の重要な事項を審議、決定する。
 - ③ 取締役会において中期経営計画及び単年度事業計画の策定、同計画に基づく部門毎の業績目標設定を行い、月次業績を管理する。
- (5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 関係会社管理規定に従い関係会社統括部署を置き、子会社の業務が適正かつ効率的に行われることを確保するために、財務状況、経営リスク及びコンプライアンスに関する重要な事項その他の事項について当社への定期的な報告を求めるほか、重要事項については当社取締役会が承認する。
 - ② 当社の取締役または管理職等である使用人を重要な子会社の非常勤取締役に選任し、業務執行状況を監督する。
 - ③ 監査部は、定期的に当社及び子会社の内部監査を実施し、その結果を社長及び監査役に報告する。
 - ④ 監査役は、定期的に子会社の調査を行い、その結果を社長に報告する。
 - ⑤ 当社は、子会社の業務執行に係るリスクを把握するとともに、損失の危険の管理を行う体制を整備する。
 - ⑥ 当社は、子会社のコンプライアンス体制の整備状況及び運用状況について指導・監督する。
- (6) 当社の監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用 人に関する体制

監査の実効性を確保するため、必要に応じて監査部に監査役の職務を補助する使用人を置くこととする。

- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項 取締役は、監査役の職務を補助する使用人の選定、異動、評価、処分に関しては、監査役の同意を得る。
- (8) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項 監査の実効性を確保するため、監査役に、監査役の職務を補助すべき使用人に対する指揮命令 権を与えるとともに、当該補助使用人に対して、必要な調査権限・情報収集権限を付与する。

- (9) 当社の監査役への報告に関する体制
 - ① 当社の役職員は、監査役に対して以下の報告をする。
 - イ. 取締役会、経営会議等において経営の状況及び事業の遂行状況
 - 立. 法令・定款に違反する重大な事実、その他会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を 発見したときはその事実
 - ② 当社の役職員は、監査役に対して稟議書、経理伝票等会社の経営に関わる重要書類を回付する。
 - ③ 子会社の役職員は、監査役に対し、子会社の業務執行及び子会社における課題等の状況について報告する。
 - ④ 当社及び子会社の役職員は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- (10) 当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告を行った当社及び子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

(11) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行により発生する費用を支弁するため、毎年一定額の予算を設けるとともに、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等を請求したときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

- (12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 代表取締役と監査役は相互の意思疎通を図るため、定期的に会合を持つ。
 - ② 取締役は、監査役と監査部、子会社取締役、会計監査人等との意思疎通、情報の収集・伝達が適切に行われるよう協力する。
- (13) 財務報告の信頼性を確保するための体制

社長の指示の下、経理部及び監査部を主たる部門として、財務報告の信頼性を確保するための 体制を整備し、運用する。 Ⅱ. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における主な運用状況の概要は以下のとおりです。

(1) コンプライアンス体制に関する運用状況

コンプライアンス推進委員会を2回開催し、各推進施策の決定及び実施状況を監督するとともに、相談窓口制度の年間運用状況に関する報告を受け、同制度が適切に機能していることを確認しました。

推進施策としては、当社のコンプライアンス行動規範のうち機密情報管理に重点を置いた全 従業員向けeラーニング教育のほか、管理者や実務担当者に向けた、当社業務に関連する諸法 令・規制への理解を促進する研修を実施し、コンプライアンスの実効性確保に努めました。

(2) リスク管理体制等に関する運用状況

リスク管理委員会を2回開催し、機密情報管理体制の強化をはじめとした主要課題を審議するとともに、全社リスクの予防措置に関する進捗状況を確認し、リスク発生の未然防止を図りました。

また、災害対策マニュアルを全面的に改定し、災害発生時の早期事業復旧に備えた手順を事業所毎に整備したほか、各部署におけるリスク及びその予防策を網羅したリスクマップを最新の状況に更新し、全社リスクの把握及び低減を図りました。

(3) 取締役の効率的な職務執行体制に関する運用状況

取締役会を13回開催し、重要事項の決定及び業務執行の監督を行うとともに、月次の業務 執行状況報告を受け、中期経営計画及び当期事業計画に照らし、その進捗を管理しました。

なお、取締役会において十分な審議を尽くせるよう、付議事項及び報告事項に関する資料について、専門用語や略語の説明を付加するなど改善を行いました。さらに、原則として会日の3日前までに資料を配布し、検討時間を確保することに加え、経営課題等に関する社内会合に社外取締役が参加することにより情報共有を進めるなど、取締役会の審議活性化に努めました。また、経営会議を47回開催し、取締役会が決定した方針に基づき、業務執行上の施策を審議・決定したほか、経営上の問題点の把握及び対処方法の決定等を迅速に行いました。

(4) 子会社の管理に関する運用状況

子会社の業務が適正かつ効率的に行われることを確保するために、経営状況、財務状況のほか、経営リスク及びコンプライアンスに関する重要な事項等について当社に対し定期的に報告する旨を規程等で定めており、米国子会社からは、同社のコンプライアンス及びリスクの管理状況につき報告書を受領し、当事業年度における同社の業務について適切に管理を行いました。

なお、上記報告につきましては、監査役にも回付し情報共有を図っています。

また、当社の使用人を米国子会社の取締役に選任し、同社の取締役会に出席させるなど、同社の業務が適正かつ効率的に遂行されるよう指導・監督を行いました。

監査部は、監査役と協働し、子会社の業務全般の内部統制に関する内部監査を行い、その適 正性を確認するとともに、社長に報告を行いました。

(5) 監査役の職務執行に関する運用状況

常勤監査役は、取締役会、経営会議、コンプライアンス推進委員会及びリスク管理委員会等の重要な会議に出席することにより、経営状況及び事業遂行状況に関する報告を受け、必要に応じて質問・助言を行いました。

監査役会は、社長、会計監査人及び監査部とそれぞれ定期的な会合を行ったほか、年間計画に従い管掌役員や各部署長へのヒアリングを実施することにより、監査の有効性、効率性を高めることに努めました。

(6) 財務報告の信頼性確保に関する運用状況

内部監査部門である監査部が、各部署を対象とした内部統制評価を行い、財務報告の信頼性が確保されていることを確認しました。具体的には、各部署長への内部統制の有効性に関するヒアリングを行ったほか、重要な決裁書類及び経理伝票等を精査・検証し、その結果を社長及び監査役会に報告しました。

6 会社の支配に関する基本方針

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

当社は、研究開発型製薬企業であることから、事業成長の源泉である新しい医薬品の研究開発には、多大な時間を要するとともに長期にわたる継続的な資源の投下が必須です。したがって、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、企業価値向上のための長期的な投資の必要性を十分理解いただき、当社の企業価値及び株主共同の利益を継続的かつ安定的に確保、向上していくことを可能とする株主であることが望ましいと当社は考えています。

そもそも、上場会社の株主は株式市場での自由な取引を通じて決まるものであり、当社は、 株式会社の支配権の移転を伴うような当社株式の大規模な買付行為も、これに応じるか否かの 判断は、最終的には個々の株主の自由な意思に基づいて行われるべきであると考えています。

しかしながら、大規模な買付行為は、それが成就すれば、当社の経営に直ちに大きな影響を与えるだけの支配権を取得するものであり、当社の企業価値又は株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を有していることから、当該買付行為を行う者に関する十分な情報の提供なくしては、株主の皆さまが、当該買付行為により当社の企業価値に及ぼす影響を適切に判断することは困難です。このため、当社は、以下を行うことは当社の取締役としての責務であると考えています。

- (i) 大規模な買付行為を行う者から株主の皆さまの判断に必要かつ十分な情報を提供させる こと
- (ii) 大規模な買付行為を行う者の提案する経営方針等が当社の企業価値に与える影響を当社 取締役会が検討・評価して、株主の皆さまの判断の参考として提供すること
- (iii) 必要に応じて、当社取締役会が大規模な買付行為又は当社の経営方針等に関して買付者と交渉又は協議を行い、あるいは当社の経営方針等に関して当社取締役会としての代替的提案を株主の皆さまに提示すること

さらに、現在の日本の資本市場と法制度のもとにおいては、当社の企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模な買付行為がなされる可能性も決して否定できない状況にあります。したがって、当社は、大規模な買付行為を行う者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社の企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模な買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、当社の取締役としての責務であると考えています。

Ⅱ. 基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 経営の中長期的な重点課題と施策

当社は、「独創、公正、夢と情熱」を経営綱領として掲げ、従来から取り組んでいる糖質科学を中心とした独創的な医薬品等の開発・供給を通して、世界の人々の健康で心豊かな生活の向上に貢献する事業活動を展開しています。また、製薬企業としての社会的使命及び責任を深く自覚し、高い倫理観のもと法令遵守を徹底するとともに、株主をはじめとするステークホルダーの皆さまとの信頼関係の強化に努めることによって、企業価値の向上に重点をおいた経営を推進しています。

医薬品産業の経営環境は、深刻化する医療財政の逼迫や国境を越えた企業の大型再編、創薬 研究の技術革新とそれに伴う新薬開発競争の激化などにより、大きな変革期にあります。

このような状況のなか、当社は、平成21年3月に「生化学工業10年ビジョン」を策定し、 『グローバル・カテゴリー・ファーマ』として発展することを目指しています。

【生化学工業10年ビジョン】

- ・コンスタントなペースで新薬(医療機器を含む)を上市し、3年程度に1つ経営の柱となり得る市場を開拓できる実力を涵養する。
- ・糖質科学に研究開発の焦点を絞って、国際競争力を確立する『グローバル・カテゴリー・ファーマ』として着実な成長を持続する。

<10年ビジョンの基本となる考え方>

- ①糖質科学をリードする研究活動を通じて新薬(医療機器を含む)を開発する。
- ②常に他社を凌駕できる技術開発力を競争の源泉とする。
- ③参入する全ての市場でトップシェアを目指す。

平成21年4月より3ヵ年の中期経営計画をスタートさせ、ビジョン達成に向けた第1ステップとして「基礎体力の養成と体制の構築」に取り組み、その成果と反省をもとに、平成24年4月から第2ステップとして4ヵ年の中期経営計画を策定しました。当計画のもと「10年ビジョン達成に向けた萌芽形成」を目標とし、研究・開発・生産・販売の各重点戦略に対して積極的な投資を行い、成果の芽を出すことに努めてきました。平成28年4月からは、最終ステップとして「ACT for the Vision ~10年ビジョンの達成と更なる飛躍~」をキーコンセプトとした3ヵ年の中期経営計画をスタートさせ、事業環境の厳しさをはねのけ、10年ビジョンを達成し『グローバル・カテゴリー・ファーマ』として勝ち残ることを目指していきます。

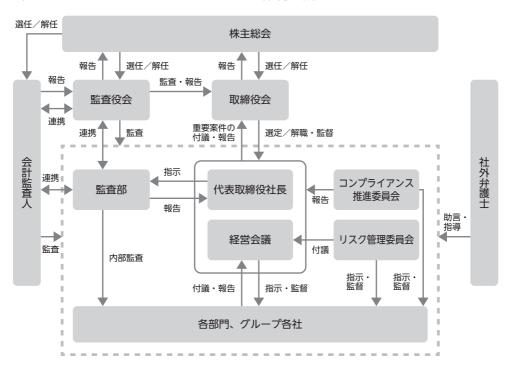
「生化学工業10年ビジョン」及び中期経営計画については、本招集ご通知36~37ページ「(5)対処すべき課題」をご参照ください。

(2) コーポレート・ガバナンスの充実とコンプライアンスの徹底

当社では、コーポレート・ガバナンスを重要経営課題の一つと位置づけており、的確な情報 収集、意思決定の迅速化と業務執行の監督機能強化を図っています。 当社のコーポレート・ガバナンスに関する具体的な考え方、施策は以下のとおりです。

- ・取締役会の監督機能の強化を目的として、社外取締役2名を選任しています。
- ・経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制の構築を目的として、取締役の任期 を1年としています。
- ・取締役会による経営の意思決定及び監督機能と、業務執行機能の分離を進め、ガバナンス を強化するために、執行役員制度を導入しています。
- ・常勤取締役及び執行役員が参加する経営会議を原則毎週開催し、取締役会で決定した基本方 針に基づき、取締役会から委ねられた業務執行上の事項を審議・決定することとしています。
- ・監査役会は、社外監査役3名を含む5名で構成され、各監査役が取締役の職務執行の監査に当たっています。
- ・社会的な倫理規範を加えたコンプライアンス・プログラムを制定するとともに、コンプライアンス推進委員会を設置し、法令遵守等の徹底に努めています。

<当社グループのコーポレート・ガバナンス体制の概要>



(3) 株主利益向上のための施策

当社は、株主価値の向上を重要な経営課題の一つとして位置づけており、株主の皆さまへの 利益還元を充実させるとともに、研究開発や生産体制整備等の事業投資にバランスよく取り組 むことで持続的成長の実現を目指します。

株主還元につきましては、中長期的な視点に立ち、安定的かつ継続的な配当を目指し、1株当たり年間26円を継続する方針です。また、今後の事業展開や総還元性向を勘案しながら、自己株式の取得を適宜検討していきます。

さらに、役員退職慰労金制度を廃止し、取締役、監査役を対象とした株価連動型報酬制度を 導入しています。また、平成28年7月に社内取締役を対象とした業績連動報酬制度を導入しま した。これらにより、役員報酬と株主の皆さまの利益との連動性を一層向上させ、会社業績に 対する経営責任を明確化し、株主価値の増大を推進しています。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として、当社株式の大規模買付行為に対する対応策(以下「本プラン」といいます。)を定めています。

- (1) 大規模買付ルールの設定
 - ① 株主の皆さま及び当社取締役会による判断を可能にするため、事前に当該大規模買付行為に関する必要な情報を提供いただくこと
 - ② 当社取締役会が、当該大規模買付行為についての検討・評価等を行い、大規模買付者と交渉 し、株主の皆さまに意見・代替的提案等を提示させていただくため、一定期間は大規模買付 行為を行わないこととしていただくこと
- (2) 大規模買付行為に対する対抗措置の発動に関する要件及び手続並びに内容 本プランは、当社が大規模買付行為に対して発動する対抗措置(以下「対抗措置」といいます。) について、次のことを定めています。
 - ① 対抗措置の発動要件として、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合又は当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく毀損するものである場合に限って発動しうること
 - ② 対抗措置の発動手続として、原則、下記(3)の独立委員会の勧告を最大限尊重して当社取締役会の決議をもって発動すること。なお、対抗措置の必要性・相当性について株主意思を確認することが適切と判断される場合には、株主総会を開催することができる。
 - ③ 対抗措置の内容として、新株予約権の無償割当てによること

(3) 独立委員会の設置

本プランは、対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的な判断を防止するため、当社 の業務執行を行う経営陣から独立した者で構成される独立委員会を設置することを定めてい ます。

なお、本プランは、平成20年6月20日開催の第62回定時株主総会においてご承認をいただきました。その後、平成23年6月21日開催の第65回定時株主総会及び平成26年6月24日開催の第68回定時株主総会において、それぞれ有効期間を3年とする継続のご承認をいただきました。その全文は、以下の当社ウェブサイトに掲載しております。

*アドレス http://www.seikagaku.co.jp/corporate/kaitsuke.html

- Ⅳ. 上記の取組みが基本方針に沿い、当社の企業価値及び株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて
- (1) 基本方針の実現に資する特別な取組み(上記Ⅱ)について

上記 II に記載した企業価値の向上のための取組みは、当社の企業価値及び株主共同の利益を 持続的に確保・向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に 資するものです。したがって、これらの取組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を 損なうものではなく、かつ当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(2) 基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取組み(上記Ⅲ)について

上記皿に記載した本プランは、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として導入するものです。その導入・継続にあたりましては、当社株主総会において株主の皆さまの承認を得ることを条件としています。また、本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が満たされない限りは、対抗措置が発動されないように設定されています。さらに、当社取締役会は、対抗措置の発動に際して、対抗措置の発動の是非につき、独立委員会に諮問するものとされ、一定の場合には、株主の皆さまの意思を確認することとしています。

このように、本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」で定める3原則「(i)企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、(ii)事前開示・株主意思の原則、(ii)必要性・相当性確保の原則」に適合しており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

したがって、本プランは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものでなく、かつ当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

なお、本プランの有効期間は、第71回定時株主総会終結の時までとなっておりますので、 当該株主総会第4号議案として「当社株式の大規模買付行為に対する対応策(買収防衛策)継 続の件」を株主の皆さまにお諮りいたします。詳細は、本招集ご通知11~29ページをご参照 ください。

7 剰余金の配当等に関する方針

当社は、株主価値の向上を重要な経営課題の一つとして位置づけており、株主の皆さまへの利益還元を充実させるとともに、研究開発や生産体制整備等の事業投資にバランスよく取り組むことで持続的成長の実現を目指します。

株主還元につきましては、中長期的な視点に立ち、安定的かつ継続的な配当を目指し、1株当たり年間26円を継続する方針です。また、今後の事業展開や総還元性向を勘案しながら、自己株式の取得を適宜検討していきます。

なお、平成29年3月期の期末配当金につきましては、平成29年6月2日の当社創立70周年にあたり、株主の皆さまに対する感謝の意を表するために、記念配当1株当たり5円を加え、普通配当1株当たり13円と合わせて18円とする予定です。これにより、年間配当は中間配当1株当たり13円と合わせて31円となります。

(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数につきましては、それぞれ表示単位未満は切り捨て、比率は四捨 五入により表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位:ē	5万円)
-------	------

科目	第71期 平成29年3月31日現在	(ご参考)第70期 平成28年3月31日現在
(資産の部)		
流動資産	28,186	31,269
現金及び預金	7,301	7,511
受取手形及び売掛金	7,954	8,014
有 価 証 券	4,290	5,755
商品及び製品	3,384	3,930
仕 掛 品	2,106	1,997
原材料及び貯蔵品	1,315	1,332
繰 延 税 金 資 産	919	1,024
そ の 他	918	1,708
貸 倒 引 当 金	△6	△6
固定資産	51,861	48,949
有形固定資産	22,716	24,668
建物及び構築物	11,537	12,186
機械装置及び運搬具	7,893	9,091
土 地	931	932
リ ー ス 資 産	72	75
建設仮勘定	1,247	1,234
そ の 他	1,034	1,148
無形固定資産	479	331
投資その他の資産	28,665	23,949
投資有価証券	25,794	23,185
長期貸付金	_	40
そ の 他	2,878	771
貸倒引当金	△7	△47
資 産 合 計	80,048	80,218

科目	第71期 平成29年3月31日現在	(ご参考)第70期 平成28年3月31日現在
(負債の部)		
流動負債	6,194	6,691
支払手形及び買掛金	1,846	1,809
1年内返済予定の長期借入金	285	285
リース債務	35	34
未 払 金	2,931	3,209
未払法人税等	110	379
賞 与 引 当 金	614	602
そ の 他	370	369
固定負債	3,207	3,711
長 期 借 入 金	142	428
リース債務	48	51
繰延税金負債	1,709	1,269
退職給付に係る負債	349	855
資産除去債務	38	37
そ の 他	918	1,068
負債合計	9,401	10,403
(純資産の部)		
株主資本	66,420	66,439
資 本 金	3,840	3,840
資本剰余金	5,301	5,301
利益剰余金	57,622	59,379
自 己 株 式	△344	△2,081
その他の包括利益累計額	4,225	3,375
その他有価証券評価差額金	4,241	3,682
為替換算調整勘定	395	579
退職給付に係る調整累計額	△410	△885
純 資 産 合 計	70,646	69,815
負債純資産合計	80,048	80,218

連結損益計算書

(単位:百万円)

	第71期	(ご参考) 第70期
科目	平成28年 4 月 1 日から 平成29年 3 月31日まで	平成27年 4 月 1 日から 平成28年 3 月31日まで
売 上 高	29,589	30,962
売 上 原 価	13,247	12,871
	16,341	18,091
販売費及び一般管理費	15,059	15,946
営 業 利 益	1,282	2,144
営 業 外 収 益	1,347	1,465
受 取 利 息	59	77
受 取 配 当 金	302	261
投資有価証券売却益	105	446
受取ロイヤリティー	678	361
そ の 他	200	317
営 業 外 費 用	152	109
支 払 利 息	31	36
為 替 差 損	116	25
固定資産除却損	0	11
減 損 損 失	-	29
そ の 他	3	5
経 常 利 益	2,477	3,500
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	2,477	3,500
法人税、住民税及び事業税	608	721
法 人 税 等 調 整 額	80	200
法 人 税 等 合 計	689	922
当 期 純 利 益	1,787	2,578
親会社株主に帰属する当期純利益	1,787	2,578

連結株主資本等変動計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで) (単位: 百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計			
当期首残高	3,840	5,301	59,379	△2,081	66,439			
当期変動額								
剰余金の配当			△1,474		△1,474			
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,787		1,787			
自己株式の取得				△333	△333			
自己株式の処分		0		0	0			
自己株式の消却		△2,070		2,070	_			
利益剰余金から資本剰余金への振替		2,070	△2,070		_			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	_	△0	△1,756	1,737	△19			
当期末残高	3,840	5,301	57,622	△344	66,420			

	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	純資産合計
当期首残高	3,682	579	△885	3,375	69,815
当期変動額					
剰余金の配当					△1,474
親会社株主に帰属する 当期純利益					1,787
自己株式の取得					△333
自己株式の処分					0
自己株式の消却					_
 利益剰余金から資本剰余金への振替					_
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	558	△183	475	850	850
当期変動額合計	558	△183	475	850	830
当期末残高	4,241	395	△410	4,225	70,646

計算書類

貸借対照表

(単位:百万円)

科目	第71期 平成29年3月31日現在	(ご参考)第70期 平成28年3月31日現在
(資産の部)		
流動資産	24,592	28,013
現 金 及 び 預 金	5,923	6,236
受 取 手 形	88	68
売 掛 金	7,337	7,592
有 価 証 券	4,290	5,755
商品及び製品	3,044	3,514
仕 掛 品	1,381	1,360
原材料及び貯蔵品	1,115	1,131
前 払 費 用	111	127
繰 延 税 金 資 産	761	801
そ の 他	538	1,426
固定資産	52,124	49,434
有 形 固 定 資 産	21,097	22,980
建物	10,055	10,586
構築物	589	633
機 械 及 び 装 置	7,579	8,741
車両運搬具	4	8
工具、器具及び備品	992	1,104
土 地	888	888
リ ー ス 資 産	72	75
建設仮勘定	914	943
無形固定資産	348	318
ソフトウェア	337	294
そ の 他	11	24
投資その他の資産	30,678	26,134
投資有価証券	25,769	23,160
関係会社株式	1,801	1,801
長期貸付金	_	40
長期前払費用	30	29
長期預金	2,600	500
前払年金費用	236	409
その他	247	242
質 倒 引 当 金	△7	△47
	76,717	77,447

科目	第71期	(ご参考)第70期
	平成29年3月31日現在	平成28年3月31日現在
(負債の部)		
流動負債	5,910	6,353
支 払 手 形	1,175	1,188
貴 掛 金	656	629
1年内返済予定の長期借入金	285	285
リ ー ス 債 務	35	34
未 払 金	2,889	3,136
未 払 費 用	85	78
未払法人税等	110	334
前 受 金	4	4
預 り 金	46	46
賞 与 引 当 金	614	602
設備関係支払手形	6	11
固定負債	2,786	2,991
長 期 借 入 金	142	428
リース債務	48	51
繰延税金負債	1,638	1,404
資 産 除 去 債 務	38	37
その他	918	1,068
	8,697	9,344
(純資産の部)		
株主資本	63,779	64,420
資 本 金	3,840	3,840
資本剰余金	5,301	5,301
資本準備金	5,301	5,301
その他資本剰余金	_	0
利益剰余金	54,981	57,360
利益準備金	705	705
その他利益剰余金	54,275	56,654
別途積立金	45,409	45,409
繰越利益剰余金	8,866	11,244
自 己 株 式	△344	△2,081
評価・換算差額等	4,241	3,682
その他有価証券評価差額金	4,241	3,682
<u>純資産合計</u>	68,020	68,103
負債純資産合計	76,717	77,447

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

計画		第71期	(ご参考) 第70期
売 上 原 価 11.814 11.399 売 上 総 利 益 13,646 15,424 販売費及び一般管理費 13,352 14,229 営業 利 益 293 1,195 営業 外 収 益 1,346 1,461 受取 利 息 2 2 有価証券利息 56 74 受取 配 当 金 302 261 投資有価証券売却益 105 446 受取 ロイヤリティー 678 361 その他 199 314 営業 外費用 153 103 支払利息 31 36 海養養月間 118 21 減損損失失一年 29 その他 3 15 経常利益 1,487 2,553 税引前当期純利益 1,487 2,553 税引前当期純利益 1,487 2,553 法人税等調整額 51 124	科目	平成28年 4 月 1 日から	平成27年 4 月 1 日から
売 上 総 利 益 13,646 15,424 販売費及び一般管理費 13,352 14,229 営 業 利 益 293 1,195 営 業 外 収 益 1,346 1,461 受 取 利 息 2 2 有 価 証 券 利 息 56 74 受 取 配 当 金 302 261 投 資 有 価 証 券 売 却 益 105 446 受 取 口 イ ヤ リ ティー 678 361 そ の 他 199 314 営 業 外 費 用 153 103 支 払 利 息 31 36 為 替 差 損 118 21 減 損 損 失 - 29 そ の 他 3 15 経 常 利 益 1,487 2,553 税 引 前 当 期 純 利 益 1,487 2,553 法 人 税 等 調 整 額 51 124	売 上 高	25,460	26,824
照売費及び一般管理費 13,352 14,229 営業利益 293 1,195 営業外収益 1,346 1,461 受取利息 2 2 有価証券利息 56 74 受取配当金 302 261 投資有価証券売却益 105 446 受取ロイヤリティー 678 361 そのの他 199 314 営業外費用 153 103 支払利息 31 36 為替差損 118 21 減損損失 - 29 そのの他 3 15 経常利益 1,487 2,553 税引前当期純利益 1,487 2,553 法人税、住民税及び事業税 269 428 法人税、住民税及び事業税 269 428	売 上 原 価	11,814	11,399
営業外収益 1,195 営業外収益 1,346 1,461 受取利息 2 2 有価証券利息 56 74 受取配券売却益 105 446 受取ロイヤリティー 678 361 その他 199 314 営業外費用 153 103 支払利息 31 36 為替差損 118 21 減損損失 - 29 その他 3 15 経常利益 1,487 2,553 税引前当期純利益 1,487 2,553 法人税、住民税及び事業税 269 428 法人税等調整額 51 124	売 上 総 利 益	13,646	15,424
営業外収益 1,346 1,461 受取利息 2 2 有価証券利息 56 74 受取配当金 302 261 投資有価証券売却益 105 446 受取口イヤリティー 678 361 そのの他 199 314 営業外費用 153 103 支払利息 31 36 為替差損 118 21 減損損失 - 29 そのの他 3 15 経常利益 1,487 2,553 法人税、住民税及び事業税 269 428 法人税等調整額 51 124	販売費及び一般管理費	13,352	14,229
受取利息 2 有価証券利息 56 受取配当金 302 投資有価証券売却益 105 受取ロイヤリティー 678 その他 199 361 その他 199 31 36 為替差損 118 減損損失 - その他 3 15 29 その他 3 経常利益 1,487 2,553 法人税、住民税及び事業税 269 法人税等調整額 51	営 業 利 益	293	1,195
有 価 証 券 利 息 56 74 受 取 配 当 金 302 261 投資有価証券売 却 益 105 446 受取ロイヤリティー 678 361 そ の 他 199 314 営業外費用 153 103 支 払 利 息 31 36 為 替 差 損 118 21 減 損 損 失 ー 29 そ の 他 3 15 経 常 利 益 1,487 2,553 法人税、住民税及び事業税 269 428 法 人 税 等 調 整 額 51 124	営業外収益	1,346	1,461
受取配当金 302 261 投資有価証券売却益 105 446 受取口イヤリティー 678 361 その他 199 314 営業外費用 153 103 支払利息 31 36 為替差損 118 21 減損損損失一29 29 その他 3 15 経常利益 1,487 2,553 税引前当期純利益 1,487 2,553 法人税、住民税及び事業税 269 428 法人税等調整額 51 124	受 取 利 息	2	2
投資有価証券売却益 105 446 受取ロイヤリティー 678 361 そ の 他 199 314 営業外費用 153 103 支払利息 31 36 為 替 差 損 118 21 減損損失 - 29 そ の 他 3 15 経常利益 1,487 2,553 税引前当期純利益 1,487 2,553 法人税、住民税及び事業税 269 428 法人税等調整額 51 124	有 価 証 券 利 息	56	74
受取ロイヤリティー678361その他199314営業外費用153103支払利息3136為替差損11821減損損失-29その他315経常利益1,4872,553税引前当期純利益1,4872,553法人税、住民税及び事業税269428法人税等調整額51124	受 取 配 当 金	302	261
その他 199 314 営業外費用 153 103 支払利息 31 36 為替差損 118 21 減損損失 - 29 その他 3 15 経常利益 1,487 2,553 税引前当期純利益 1,487 2,553 法人税、住民税及び事業税 269 428 法人税等調整額 51 124	投 資 有 価 証 券 売 却 益	105	446
営業外費用 153 103 支払利息 31 36 為替差損 118 21 減損損失 - 29 その他 3 15 経常利益 1,487 2,553 税引前当期純利益 1,487 2,553 法人税、住民税及び事業税 269 428 法人税等調整額 51 124	受取ロイヤリティー	678	361
支 払 利 息 31 36 為 替 差 損 118 21 減 損 損 失 - 29 そ の 他 3 15 経 常 利 益 1,487 2,553 税 引 前 当 期 純 利 益 1,487 2,553 法人税、住民税及び事業税 269 428 法 人 税 等 調 整 額 51 124	そ の 他	199	314
為 替 差 損 118 21 減 損 損 失 - 29 そ の 他 3 15 経 常 利 益 1,487 2,553 税 引 前 当 期 純 利 益 1,487 2,553 法人税、住民税及び事業税 269 428 法 人 税 等 調 整 額 51 124	営 業 外 費 用	153	103
減 損 損 失 - 29 そ の 他 3 15 経 常 利 益 1,487 2,553 税 引 前 当 期 純 利 益 1,487 2,553 法人税、住民税及び事業税 269 428 法人税 等 調 整 額 51 124	支 払 利 息	31	36
そ の 他 3 15 経 常 利 益 1,487 2,553 税 引 前 当 期 純 利 益 1,487 2,553 法人税、住民税及び事業税 269 428 法人税 等 調 整 額 51 124	為替差損	118	21
経常利益 1,487 2,553 税引前当期純利益 1,487 2,553 法人税、住民税及び事業税 269 428 法人税等調整額 51 124	減 損 損 失	-	29
税 引 前 当 期 純 利 益1,4872,553法人税、住民税及び事業税269428法 人 税 等 調 整 額51124	そ の 他	3	15
法人税、住民税及び事業税 269 428 法人税等調整額 51 124	経 常 利 益	1,487	2,553
法 人 税 等 調 整 額 51 124	税 引 前 当 期 純 利 益	1,487	2,553
	法人税、住民税及び事業税	269	428
法 人 税 等 合 計 321 552	法 人 税 等 調 整 額	51	124
	法 人 税 等 合 計	321	552
当 期 純 利 益 1,165 2,000	当 期 純 利 益	1,165	2,000

(単位:百万円)

株主資本等変動計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

	株主資本									
	資本剰余金		È	利益剰余金						
	資本金		その他	資本剰余金		その他利	益剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合 計
		資本準備金	資本剰余金		利益準備金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金	合 計		
当期首残高	3,840	5,301	0	5,301	705	45,409	11,244	57,360	△2,081	64,420
当期変動額										
剰余金の配当							△1,474	△1,474		△1,474
当期純利益							1,165	1,165		1,165
 自己株式の取得									△333	△333
自己株式の処分			0	0					0	0
自己株式の消却			△2,070	△2,070					2,070	_
利益剰余金から資本剰余金への振替			2,070	2,070			△2,070	△2,070		_
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当期変動額合計	_		△0	△0	_	_	△2,378	△2,378	1,737	△641
当期末残高	3,840	5,301	-	5,301	705	45,409	8,866	54,981	△344	63,779

	評価・換算差額等		
	その他有価証券評価差額金	評 価·換算差額等合計	純資産合計
当期首残高	3,682	3,682	68,103
当期変動額			
剰余金の配当			△1,474
当期純利益			1,165
自己株式の取得			△333
自己株式の処分			0
自己株式の消却			_
利益剰余金から資本剰余金への振替			-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	558	558	558
当期変動額合計	558	558	△82
当期末残高	4,241	4,241	68,020

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

生化学工業株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 林 敬子 印 業務 執行 社員

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 坂東正裕 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、生化学工業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。 監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠して、生化学工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及 び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。 以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

生化学工業株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 林 敬子 🕮

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 坂東正裕 ⑪

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、生化学工業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。 以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第 118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月12日

生化学工業株式会社 監査役会

常勤監査役 佐倉義幸印

常勤監査役 竹田 徹印

社外監査役 竹内信博印

社外監査役 柴田義人邸

社外監査役 藤本美枝印

以上

株主総会会場ご案内図

大手町サンケイプラザ4階ホール(東京サンケイビル) 会場



丸ノ内線、半蔵門線、大手町駅下車(A4・E1出口直結) 地下鉄

> 東西線、千代田線、都営三田線の大手町駅もご利用いただけますが、 会場まで徒歩数分程度かかります。

JR線 東京駅丸の内北口より徒歩約7分

※駐車場料金は、株主さまのご負担となります。

交通





見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォントを 採用しています。